

健康福祉常任委員会要点記録

日 時： 令和5年3月20日（月）
午前10時01分～午後2時25分
場 所： 議場

出席委員 (7人)	委員長	きりき 優	副委員長	板橋 茂
	委員	小林 憲一	委員	しのづか 元満
	委員	あらたに 隆見	委員	しらた 満
	委員	山崎 ゆうじ		
	議長	いいじま 文彦		

出席説明員	資産活用担当課長	内田 直人		
	健康福祉部長(兼)福祉事務所長	小野澤 史	保健医療政策担当部長	伊藤 重夫
	福祉総務課長	松崎 亜来子	健康推進課長(兼)健康センター長	金森 和子
	保険年金課長	松下 恵二	高齢支援課長	五味田 福子
	障害福祉課長	平松 渉		
	住宅担当課長	長谷川 啓	ニュータウン再生担当課長	星野 正春

案 件

	件 名	審 査 結 果
1	4 陳情第18号 多摩市老人福祉センター施設利用に関する陳情	不採択すべきもの
2	5 政策提案第2号 「ニュータウン対応型高齢化サポート拠点」に関する市民政策提案・提言	不採択すべきもの
3	第18号議案 多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
4	特定事件継続調査の申し出について	承認

協 議 会

	件 名	担 当 課 名
1	第4次多摩市食育推進計画策定と食育アンケートについて	健康推進課
2	健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応等について	健康推進課
3	産後ケア事業について	健康推進課
4	出産・子育て応援事業について	健康推進課
5	新型コロナワクチン接種について	健康推進課
追加	学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて	行政管理課 健康推進課
6	国民健康保険及び後期高齢者医療保険における新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免状況について	保険年金課
7	令和5年度国民健康保険の保険税率について	保険年金課
8	多摩市健幸プロジェクトについて	保険年金課
9	次期多摩市地域福祉計画の策定について	福祉総務課
10	令和4年多摩市自殺者数（暫定値）について	福祉総務課
11	「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」及び「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」について	福祉総務課
12	「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」他の進捗状況について	福祉総務課
13	多摩市障がい者基本計画等の策定スケジュール等について	障害福祉課
14	令和5年度 多摩市における障がい者就労施設等からの物品等の調達 の推進を図るための方針	障害福祉課

15	(仮称) 多摩市手話言語条例の策定について	障害福祉課
16	ボッチャ2023TAMAカップ開催について	スポーツ振興課 障害福祉課 教育振興課
17	2年間のテーマへの取り組みについて	

午前10時01分 開会

きりき委員長 ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより健康福祉常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、4陳情第18号 多摩市老人福祉センター施設利用に関する陳情を議題とする。

なお、本件について陳情者から資料の提出があった。机上に配付しているのでご確認願う。

本件については、陳情者から発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いする。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言してほしい。

それでは、氏名を言われてからご発言願う。

陳情者(岡部文絵氏) 私は、福祉センターで陶芸活動をしている福陶会会長岡部文絵と申す。

私たちの陳情は、皆さんの中にお渡しした3つの資料がお手元にあると思うが、一つが、今回お願いすることをまとめたお願いの文と私たちの提案である。もう1枚目が、市長へのお願いということで、同じようなことをお願いしたが却下されたので添えておいた。最後のものが、福祉センターで利用している人たちがいかに人数が多いかを示す同好会のメンバーのリストであるが、千何百人が利用している。その人たちが困っていることを今回ここで陳情させてもらい、皆さんが、私たち多摩市民、特に高齢者が福祉施設を使いよくしていただきたいと思っている。

では、具体的な説明をさせていただく。1番として、現在私たちの窠が

壊れているので直してほしい、または買い換えてほしいということをお願いしていて、それに対する対応が遅く、いつ直るのかも教えてもらっていない状況であるので、出入りの業者に頼らずに良い業者に修理していただくようにするか、または耐用年数が過ぎているので窯を買い換えていただけたらよいと思っている。

次に、老人福祉センターをウェブで申し込むことになり、2024年4月からは完全にそれがされる。今は第1週目と第3週目は施設の管理者で取っただいているので、1年前に申請すればそれで確約が取れているので使えるが、今度からは全部自分たちでウェブで申し込まなければいけないので取れなくなる、つまり活動ができなくなるので、その仕組みを老人福祉センターに限っては考え直していただきたいということが2番。

3番が、鍵のことである。その部屋の鍵を使うのが、また申請書上げてそれを取りに行つてということで、皆さんは後ろ向きでよくわからないと思うが、この同じようなピンクの紙があり、これが申請書であるが、基本活動日、追加活動日等いろいろあり、6階の人はこのようなやつだ等、ほぼわからないようなことが書いてあったものを、今日は何曜日だったからこれ持っていかなければと言つてわさわさしながら1階の守衛室に行くと、これではないと言われてまた上に行くような、そういう難しい申請の仕方を現在やっていて、今までは全部鍵は施設管理者が開け閉めしてくれていたの、その分活動の時間が減るということはなかったが、そのようなことは年寄りであるからわかりにくく、わさわさしているうちに30分ぐらい時間が終わってしまつて、机を出したりということでまた時間がかかることもあるので、以前のように老人福祉センターに限っては、私たち高齢者の同好会の活動においてだけは、鍵を管理者が今までのように開け閉めしてほしいというのが3番。

4番は、6階の誰でも使える部屋をウェブで予約して使っているが、それは私たちは人数が多いのでそうしているが、そうすると今でもウェブで取れなくなっているのが取れなくなるので、下の陶芸室に限って、まだあいている曜日の水曜日があるのでそれを使わせてほしいと言つたが、何かの催しで使うかもしれないからと断られた。したがって、そこはそういう

ことだったら諦めもつくが、とにかく私たちが使いやすいようにするために、たくさんの方が使っているこの老人福祉センターの管理の仕方を皆さんでお考えいただきたいと思って陳情に参った。どうかよろしく願います。

きりき委員長 以上で市民発言を終わる。

本陳情内容について、現在の市の状況や考え方など市側から説明等あったら願います。

五味田高齢支援課長 令和4年12月19日に提出された多摩市への陳情書についてご説明させていただく。フォルダーに資料を掲載しているので、そちらをご覧願う。

今回の陳情内容の趣旨であるが、1つは、陶芸室を火曜・木曜・土曜日に加え水曜日も使う許可を出してほしい、2つ目、同好会の申請があれば指定管理者が活動場所を確保する、3つ目、鍵はこれまでどおり指定管理者が管理するというものかと思う。

3番、老人福祉センターにおける同好会は、総合福祉センターは同好会ほかに高齢者の一般団体、一般団体、障がい者団体も利用しているので、ここで同好会がどういうものかをご紹介します。①60歳以上の市民で老人福祉センターの講座事業である寿大学を卒業した方が過半数を占める10人以上の団体である。2つ目、同好会の活動の回数は、基本的には週1回、原則として隔週で月2回を上限としている。現在は指定管理者が場所を確保している。ただし、希望があれば追加活動日として一月に上限2回までは利用することができる。合計4回の活動ができることになる。

陶芸室の追加活動日は、申請があれば指定管理者が場所を確保している。創作室の追加活動日は団体自身が予約している。3つ目、活動場所は総合福祉センターのみとなっている。4番、今回陳情書を提出された同好会の活動状況であるが、(1)この同好会は令和4年11月現在会員が46名で、8班に分かれて活動している。火曜日の2階の陶芸室では6人が活動、木曜日の2階の陶芸室では10人が活動、木曜日の6階の創作室では20人が活動、土曜日の2階の陶芸室では10人が活動している。(2)現在第1・第3週目の火曜・木曜・土曜日で活動していて、このほかに追加で

第2、第4週の火曜・木曜・土曜日に活動しているということで、結果毎週3回活動日を設けていて、1人の方は週1回活動していることになる。下に表が載っており、黒丸のところは通常の活動日、白丸のところは追加活動日として活動している。

次のページに行って、その他として、(1) 令和6年4月以降全ての利用分、通常活動日及び、追加活動日については、団体自身が利用者端末で予約していただくように変更予定である。現在も創作室については団体自身が予約している。(2) 令和4年10月より部屋の鍵は1階の防災センターで受け取り、使用する鍵の開け閉め、防災センターへ鍵を返却するのを団体自身が行うことに統一した。6、市としては、①現状以上の活動日を設定するとほかの老人福祉センターの事業の実施が難しくなるため、現状の活動日でお願いしたいと考えている。2つ目、一般団体は2か月前であるが、高齢者団体としては3か月前から予約ができることや、公共施設予約システムはスマホやパソコンでの予約のほか、総合福祉センターの窓口でも電話でも予約ができるので、ほかの団体との公平性を考え、令和6年4月以降、団体自身で予約していただきたいと考えている。3番、これまで部屋の鍵の管理は、通常の活動日は3階に、追加の活動日は1階に取りに行くことになっていた。これがわかりにくかったので、わかりやすく統一するために1階の防災センターへ鍵を取りに行くことにしたので、ご理解いただきたいと考えている。

きりき委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

小林委員 それでは、陳情の中身としては3つの要望事項があるので、それぞれに沿って、今の説明も踏まえて伺いたいと思う。まず①の要望であるが、毎週火・木・土曜日のほかに水曜日も空いているのだから使わせてほしいということであるが、今説明あったように同好会のルールとして原則週1回で月2回が上限となっており、この陳情団体は福陶会という名前であるが、この場合は基本活動日が第1週と第3週の火・木・土曜日、そのほかに希望があればという枠内で、追加活動日ということで第2・第4週の火・木・土曜日を使っている。会員が今2022年11月現在で46人、先ほどい

ただいた資料で48人となっていたが、これが8班に分かれており、そうすると今の活動で言えば、会員お一人おひとりにすると週1回は活動できている。そういう意味では同好会として決められたルールに今の活動状況、活動回数が合致していると考えてよろしいか。

五味田高齢支援課長 同好会のルールとして、基本的には週1回の活動で月2回までを上限としているので、この条件を満たしていると思っている。

小林委員 そのほかに水曜日が空いているのだから使用してもよいのではないかと
いうことであるが、そもそも毎週の水曜日は現在空いているのか。

五味田高齢支援課長 月によっては空いている水曜日があるが、この総合福祉センターで行われている老人福祉センター事業の中の寿大学で陶芸窯を使う講座をすることがあるので、その日程を組むのに空いているところがないとその講座も組めないということで、そこは今空けている。

小林委員 では、空いているときもあるが、いつも毎週空いているということではないのと、それから今言われたように寿大学等で陶芸教室をやる場合があるので、そのためには空いている曜日がないとそもそもその活動ができないということで確認してよろしいか。

五味田高齢支援課長 寿大学は毎年講座はこういう講座でやるとお知らせして募集して新たな方に参加していただくものであるので、その曜日は講座の先生の都合もあり、空いている曜日もないと講座が組めないので、全て埋まっているわけではなく、空いている曜日を設けている。

小林委員 そうすると、今この福陶会で要望されているように毎週水曜日に恒常的に陶芸室を使うことになると、寿大学も含めてほかの団体が使えなくなると、そういう活動の幅を狭めることに結果的にはなるということで確認したいと思う。

それから②の要望であるが、要望として従来どおり指定管理者が場所を確保してほしいということであるが、この背景にはネット予約が不得手だということがあると思うが、不利にならないような手だてとして、先ほど高齢者団体については一般の高齢者団体も含めて3か月前に取れるようにしていると言われたが、そのほかに何か不利にならないような手だては取られているのか。

五味田高齢支援課長 高齢者団体は3か月前から予約ができるということで、一般団体よりは1か月早く予約ができる。スマホやパソコンなどのほかに電話や窓口でも予約ができることになっている。端末の操作も指定管理者が教えるなどの工夫はしていきたいと考えている。それから、端末の操作を教えるような講座なども検討しているということである。

小林委員 ネットで予約をするというのは、それ自体は非常に便利なことで、しかも実施が来年4月であるからまだ1年間の余裕があるということで、3か月前から優先して取れる、電話や窓口でも取れるということを考えれば、一定の不利益にならないような対応はできているのではないかと思うので確認する。

それから、③の要望であるが、この文面によると鍵はこれまでどおり指定管理者が管理してほしいということであるが、今のご説明では、今まで基本活動日には3階に鍵を取りに行き、追加活動日には1階の防災センターに取りに行くということで別々になっており、それが非常に混乱を生んできたので今後は基本活動日も追加活動日も一緒に1階の防災センターで鍵を受け取ることに統一をするのだと言われていたので、陳情の③のご要望とは少し食い違いがあると思うが、その点についてご説明願う。

五味田高齢支援課長 鍵の貸し借りについては、令和4年7月から各団体には周知を行い、既に10月から実施しているところである。わかりにくかったので統一したことになる。

小林委員 市側の説明では1階の防災センターに統一したということだったが、この陳情では、従来どおり指定管理者に預かってもらいたい、団体に任されても困るというような内容になっているが、それが少し違うのではないかと思った。だから、誤解があるのではないかと思うので、その辺について説明をお願いします。

きりき委員長 この際暫時休憩する。

午前10時21分 休憩

午前10時23分 再開

きりき委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

松崎福祉総務課長 まず鍵の開け閉めのことである。陶芸室、音楽活動室など一般に貸し出ししていない施設に関しては、陳情者が述べたとおり、これまで老人福祉センター事業の専用室を利用する同好会に関しては通常活動日、追加活動日の区別なく3階で指定管理者が鍵の受け渡しを行いつつ、本来貸し出しをしていて開け閉めも指定管理者が行っていたような状況があった。今回令和6年4月からの同好会の制度の見直しと合わせて他の高齢者一般団体、一般団体の利用のかぎの受け渡し全体を統一するというので、今年度7月から周知を行い、実際に10月からルールを見直している。当時鍵の変更がわからないというようなお話もあったので、改めて11月からは館内にポスターを掲示して、これまでと鍵の受け渡しが異なっているということで周知はさせていただいている。

小林委員 一般的には、公共施設の部屋を使用する場合、使用許可書を持って管理者のところに行き、その許可証と引き換えに鍵を受け取ってご自分で開けて、終わったらまた返却することになっているので、そういう普通のルールになったと、しかも場所は1階の防災センターで統一するというので、それほどわかりにくいことではないのではないかと思う。そのことを確認しておく。

あらたに委員 1点だけ。陳情内容に沿った内容ではないが、今回陳情者から窯が老朽化で壊れていて動かないというお話が出ているが、この辺を所管としては認識しているのか、今後どうしていくのかということだけ確認させてほしい。

松崎福祉総務課長 陶芸室の窯の故障についてである。こちらは総合福祉センターが管理しているので、福祉総務課からお答えさせていただく。

陶芸室の窯の故障については、指定管理者から私ども市に報告があり、承知しているところである。また、故障の対応に関しては、業者に確認をさせていただいて、今修理の手続を進めているところである。

山崎委員 寿大学で今も陶芸の講座が行われているということだと、今後その卒業生がどんどんふえて、この同好会に入りたいという人もどんどんふえて、この同好会の人数がどんどんふえる可能性もあると思うが、その場合またさらに教室が使いづらいようなことになってくるのではないかと思うが、

その辺あたりは何かお考えか。

五味田高齢支援課長 陶芸の寿大学の講座をやっているので、議員が言われるように、これから入りたいという方もふえてくることが考えられる。そのため、今後は同好会3年間を支援期間とし、それ以降は高齢者一般団体に枠組みを変更したいと今検討している。そうすると、総合福祉センターだけの活動場所ではなく、市内のほかの活動場所でもできるので、団体がふえたときにも対応できるかと考えている。

山崎委員 そうすると、陶芸の教室ができる場所が市内にほかにもあるので、そちらに誘導するというところでよろしいか。

五味田高齢支援課長 総合福祉センター以外で陶芸窯が使える施設については、例えば永山公民館、市民活動・交流センター、それから学校開放の施設の一部でもあるかと思う。

しらた委員 この行政側の資料であるが、4番の今回の陳情者である同好会の活動状況で会員が46人でも48人でもよいが、火曜日が6人、木曜日が6階で20人、土曜日が2階で10人、6階は非常に広いところで20人が使える。6階には窯があって作業がしやすい・しにくい等、何かいろいろあるのか。

五味田高齢支援課長 6階の創作室には窯はなく、陶芸室に入れる人数が限られているので、作業をする場所として創作室を別に確保していることになる。

しらた委員 では、窯がついている陶芸室は土曜日の場合だと2階で10人というが、これ10人以上は入れないということか。

五味田高齢支援課長 2階の陶芸室の定員は10名になっており、6階の創作室の定員は24名になっているので、今の状態では大丈夫である。

しらた委員 2階は10人以上入れないということで、そうすると火曜日の6人というところだけはもう4人入れることになればもう少しこう、1人頭の時間が少し使えるのか、もう少しきれいな割り振りができないのかと考えたりであるが、そういうのは、福陶会の人たちが勝手に決めるということではないのか。

五味田高齢支援課長 今46名の方が8班に分かれている状況で、組み合わせで活動しているが、少ない班では4人、多い班では8人となっており、班の編成を工夫

すると現在の活動日で活動できるのではないかと考えられる。

しらた委員 その4人とか8人というのは、4人や8人ではなく10人単位にできないのか。

五味田高齢支援課長 同好会のメンバーの方が班編成をしているので、こちらではこっちを何人にしてこっちは何人にしてというような誘導はしていない。

しらた委員 誘導するというのではなく、仲よく使って、もう少し効率よく使えないかという提案である。別に誘導しろということではなく、行政としてそういう提案はどうかということである。

五味田高齢支援課長 班編成を少し調整をして使えるようにというような提案は市から少し話してみたいと思う。

板橋委員 この陳情書の陳情内容のところで書かれているが、老人福祉センター同好会は特別で、申請すれば指定管理者で場所を確保とあるが、このとおりののか。

五味田高齢支援課長 これまで同好会は、寿大学を卒業した団体であるので総合福祉センターを会場に活動するという団体ということで、指定管理者が取ってきた。

板橋委員 ということは、このとおりである。先ほど山崎委員も言ったが、これから先も寿大学を卒業した人たちが入ってくる可能性はあり、どんどん膨れ上がっていった場合、こういった特別扱いという形で申請すれば指定管理者が場所を確保すると決まっていたとしたら今後のことが心配になると思うが、このことについて市は何か検討することがあるのだろうか。

五味田高齢支援課長 令和6年4月から同好会のルールを変更し、これまで同好会で活動してきて3年以上たった同好会については高齢者一般団体に変更する予定でいる。高齢者一般団体だとほかの場所でも活動ができるので、そこが少し解消できるのではないかと考えている。

板橋委員 しかし、同好会は残るのだろう。同好会が申請すれば指定管理者が場所を確保するというのも残るのか。

五味田高齢支援課長 3年以内の同好会については指定管理者が場所を確保していくということで考えている。

板橋委員 そうするならば、特別に希望があればということで枠を拡大した上で、それでも足りないと言っておられるわけであるが、ルールに合っ

た活動以上に場所が欲しいと言っておられることについてはどのように考えておられるか。

五味田高齢支援課長 多くの同好会の方たちが活動しているので、そこはやはりルールに沿って活動していただきたいと考えている。基本的には週1回、月2回までが上限、希望があれば追加活動日も活動するということで線引きをしたいと考えている。

板橋委員 この同好会以外にも一般の方でたくさんの方がおられるし、まさに公共施設であるので、特別扱いにも少し問題があるという思いがする。その中でも希望があればという形で枠を広げたにもかかわらずさらにということ、また今後もさらにふえそうな状況でこの問題を考えたとき、やはりどこかでしっかりとけじめをつける必要があるのではないかと思うが、これまでどおりに進めていこうと考えておられるのか、それを最後にお聞きする。

小野澤健康福祉部長 同好会の関係や老人福祉センター事業での施設の使い方については、今ご質問いただいているとおおり、これからどんどん多くの高齢者の方々の団体がふえていくことも想定されている。そうした中で、これまでもそうであったが、寿大学があり、その卒業された方が同好会という形で活動し利用できる施設のかなりの割合をその方々で使っているという状況があり、そうしたことに對してほかの高齢者の団体からもう少し広く使えるようにできないのかという話も出てきているところである。そうした状況も踏まえた上で、我々としては、公平性の確保というところで一定の見直しをしながら、一方で高齢者の方々の配慮もしながら、使いやすい施設にするような工夫もしながら、今後この施設の運営に努めていきたいと考えている。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

小林委員 小林憲一である。4陳情第18号 多摩市老人福祉センター施設利用に関する陳情について意見を述べる。

まず要望事項の①であるが、もともと同好会の活動回数のルールとして

は、基本週1回、上限が月2回と決められている。この陳情団体の場合は、2022年11月現在で会員が46人、8班体制で、第1週、第3週の火・木・土曜日の基本活動日と、第2週、第4週の火・木・土曜日の追加活動日で活動しており、結果としてお一人おひとりについては週1回の活動が保障されていることがわかった。また、空いていることがある水曜日についても、寿大学などの活動を保障するために空けておく必要があることもわかった。

次に、要望の②であるが、ネット予約が不利益な団体のため、一般団体が2か月前予約であるのに対して、この同好会等も含めて高齢者団体については3か月前予約が可能になっており、電話でも窓口でも予約できることがわかった。また、実施は再来年度、つまり来年4月からであるので、ネット予約になれる時間もあると考える。

最後の要望事項の③であるが、第1週、第3週の活動日の鍵の所在場所と第2週、第4週の鍵の所在場所が違ってこれが一つのトラブルのもとになっていたものを1階の防災センターに統一するというので、これはトラブルを防ぐ有効な方法だと思う。

以上の理由で、本陳情については不採択すべきものという意見とする。

なお、陳情者の皆さんと指定管理者、それから市との間で十分に意思疎通ができていないことが見受けられるので、このことを踏まえての対応を指定管理者にも、市にも、また陳情団体にも求めたいと思う。

きりき委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、不採択すべきものという意見が1名である。よって、これより4陳情第18号 多摩市老人福祉センター施設利用に関する陳情を挙手により採決する。本件は採択すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

きりき委員長 挙手なしである。よって本件は不採択すべきものと決した。

日程第2、5政策提案第2号 「ニュータウン対応型高齢化サポート拠

点」に関する市民政策提案・提言を議題とする。

なお本件について施策提案者から資料の提出があった。委員の皆様には事前に配付しているのご確認願う。

本件については、政策提案者から発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長　ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨お知らせするので、時間内で発言をお願いする。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、政策提案書に沿って発言してほしい。

それでは、氏名を言われてからご発言願う。

政策提案者(市川周氏)　多摩ニュータウン終の住処プロジェクト推進会議代表の市川周である。本日は、市民政策提案の機会を設けていただき、ありがとう。

さて、諏訪・永山・貝取・豊ヶ丘・落合、ニュータウン5地区在住6万人市民のうち1万人が現在75歳以上であるが、10年後には諏訪から落合まで車で十分ほどのこの地域に健康寿命85歳を超える高齢多摩市民1万人が密集することになる。この地区はニュータウン発展期に新住宅市街地開発法に基づき造成された住宅専用ゾーンであり、介護看護関連施設は市内他地域に比較して驚くほど少なく、まさに介護砂漠のごとき状況を呈している。

一方、65歳以上の多摩市高齢者の7割が月間個人所得で25万円に満たない中、有料老人ホームは高根の花であり、多くの多摩市民は老後を団地の自宅で送らざるを得ない。団地域内での在宅老後生活を可能にする条件は2つである。一つは、団地域内に十分な通所型及び訪問型の介護看護サービス施設が存在することである。もう一つは、居住団地での在宅老後生活がぎりぎり限界に達したとき入居できるエレベーターつきのバリアフリーでミニマムの介護サポートを得られる安価な賃貸型団地マンション、いわゆるサービス付き高齢者向け住宅のサ高住に入居できることである。この2つのサポート機能を大規模かつ急激な超高齢化に直面する諏訪・永

山・貝取・豊ヶ丘・落合5地区で実現するためには、小規模に分散されている5地区の外の介護看護施設では対応し切れない。

すなわち、ニュータウン内の中心部に周辺団地住民が通ってこられる一大サービスセンターを造成し、それと同時に訪問介護看護スタッフの一大派遣センターをつくり、効率的な巡回活動を展開することが求められる。この一大介護看護センター・総合センターを5地区内に残された、バスターミナルにも隣接する広大な市民財産である旧豊ヶ丘中学校跡地に造成したらどうだろうか。施設設計は、サービス付き高齢者向け住宅の1階ないし隣接部に通所訪問介護対応の事業所を併設する、いわゆるコミュニティ対応型サ高住が妥当と考える。この方式は、多摩市内であいさふティネットを展開する河北医療財団が市内中沢地区や稲城市平尾地区で実施し、成功を収めている。また、市民財産の土地をコミュニティ対応型サ高住に転用させた成功事例としては、学研ココファンが50年間の定期借地により実現した川崎市高津区の市営住宅跡地事業がある。

なお、旧豊ヶ丘中学校跡地に出現する一大介護看護総合センターのキャパシティーは、通所訪問施設を併設したコミュニティ対応型サ高住を2〜3棟建設することで通所訪問利用者が月間で3,000〜5,000名、サ高住入居者が300名程度可能と想定される。

以上、政策提案の骨子を説明した。議員の皆様の真剣な審議を期待している。

きりき委員長 以上で市民発言を終わる。

本政策提案の内容について、現在の市の状況や考え方など市側から説明等あれば願います。

五味田高齢支援課長 フォルダーに説明資料がついているのでご覧ください。令和5年2月22日に提出された「ニュータウン対応型高齢化サポート拠点」に関する市民政策提案・提言に対する市の説明についてである。

多摩市では、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画により高齢者福祉や介護保険サービスの見込み量及び負担水準等の施策の方向性を定め、実施している。計画の中で、高齢者の住まいの確保というところで高齢者に配慮した多様な住宅の確保、様々な制度について情報の共有・周知

を図り、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう配慮した住宅政策を実施する。住まいの確保の支援ということで高齢者がそれぞれのニーズに合った住まいで暮らせるようサービス付き高齢者向け住宅など、多様な高齢者の住まいについて国や東京都の計画、施策の動向等に留意し検討を進める。また、事業者によるサービス付き高齢者向け住宅の整備においては、東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金の活用にあたり、同補助金に係る基準を満たすように促している。

2ページ目に行く。その他の高齢者住宅に関する計画であるが、1つ目は、住宅マスタープランということで、高齢者向け住宅の状況については、平成27年8月時点で高齢者人口当たりの高齢者向け住宅の割合は、多摩市は4.73%となっている。策定当初から国の住生活基本計画に掲げる3～5%の目標値は達成している。最新の調べで、令和5年1月時点で4.35%となっている。基本住宅施策の中でサービス付き高齢者向け住宅の設置基準を検討している。事業者が都の補助金を活用できるようにするため、平成27年5月に設置基準を策定している。なお、住む人の住環境に資する居住部分の床面積の項目等は都の最低要件よりも高く設定していることから、都の補助金の活用の有無を問わず市の設置基準として運用し、誘導している。

2つ目であるが、愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等まちづくり計画であるが、これは令和5年1月に策定されて2040年に向けて、愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等のまちづくりの方向性を示した計画となっている。

3ページ目に行く。3ページ目は、東京都の高齢者の居住安定確保プランより抜粋した資料になるが、サービス付き高齢者向け住宅とはどういうものかということで資料をつけている。高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく都道府県知事等の登録を受けた一定の基準を満たしている住宅になる。入居の対象となるのは、60歳以上の単身または夫婦世帯の方や、要介護・要支援の認定を受けている方等で、安心して居住できるようにバリアフリー化され、緊急時対応サービスや安否確認サービス、生活相談サービスの利用が可能になっている。

次のページに行くと、東京都のサービス付き高齢者向け住宅の東京都独

自の登録基準が載っている。1つ目が生活支援サービスの質の確保、2つ目が入居者の安心・安全の確保、3つ目が生活支援サービス提供者の資格を緩和、4つ目が既存ストックの有効活用となっている。

次のページに行って、今回政策提言の趣旨としては、旧豊ヶ丘中学校の跡地に通所・訪問サービス両面对応の介護看護施設を併設したサービス付き高齢者向け住宅を建設してほしいということかと思うが、市の考え方・方針としては、まず高齢者住宅に対する市の立場として、サービス付き高齢者向け住宅などは民間事業者が整備するもので、相談を受けた際には各整備要綱や補助金に係る基準を満たすように案内している。

ニュータウン再生から見る学校跡地活用の考え方については、学校跡地活用方針の改定に当たって、各学校跡地の活用を考える上で市民ワークショップで意見を伺い、その後多摩市公共施設の見直しと行動プログラムで将来のまちづくりのための担保用地として位置づけている。ニュータウン第一次入居地区の諏訪・永山では、学校跡地を公的賃貸住宅の建て替え用地とすることで居住者の負担の軽減や工期短縮などニュータウン再生が進んでいる実情があり、第三次入居地区である貝取・豊ヶ丘においても旧豊ヶ丘中学校跡地の活用が想定できる。この間は、校舎等は物品の収納場所、校庭は市民開放と、暫定活用であるが、有効に活用していく。

以上のことから、陳情のサービス付き高齢者向け住宅なども活用策としては考えられるが、学校跡地という大きな敷地の活用を陳情のような施設で決めてしまうことは、現時点では望ましくないと考えている。

次のページに行く。多摩市公共施設の見直しと行動プログラムの中で旧豊ヶ丘中学校のことが示されている。機能と配置等における今後の方向性ということで、これまでの学校跡地施設の恒久活用方針を踏まえながら、施設の活用を図っていくとしている。今後の取り組み内容として、具体的な取り組みであるが、資産の有効活用を図る観点から民間活用による有効活用に向けて検討する。その際は、公共施設全体の見直しと、併せて地域性に配慮しながら検討する。校庭等の市民開放については、活用方針が決まり次第終了するとしている。一番下のところで、これまでの取り組みの経過及び成果であるが、被災地・被災者支援の観点から支援してきた経緯

と、那須高原海城中学校・高等学校については一時的に貸し付けをしたが、平成28年度をもって同校への貸し付けは終了している。

きりき委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

小林委員 この政策提案の要望としては、旧豊ヶ丘中学校跡地に通所訪問サービス対応の介護看護施設を併設した安価な利用料で利用できるサ高住を整備してほしいということであるが、まず今説明あったが旧豊ヶ丘中学校跡地の活用方針、今暫定活用であるが、今後の問題として将来のまちづくりのための担保用地、具体的に言うところの間諏訪・永山地区で学校跡地を公的賃貸住宅の建て替え用地とすることで建て替えがスムーズに進んだという実績があるので、そのことも含めて考えたいというようなことが述べられたわけだが、旧豊ヶ丘中学校跡地の活用方針とこの政策提案で述べられているサ高住を建設することとはかなり食い違ってくることになるかと考えてよろしいのか。

内田資産活用担当課長 多摩市公共施設の見直しと行動プログラムの関係ということで私からご回答をさせていただく。旧豊ヶ丘中学校跡地については、平成21年に多摩市学校跡地施設の恒久活用方針に将来に向けた担保用地として、まちづくりに必要な新たな需要が生じた際に機を逃さない活用に備えることを位置づけている。学校跡地施設の恒久活用方針については多摩市公共施設の見直しと行動プログラムに統合しており、現在に至っているところである。

今の考え方としては、ニュータウン再生に資する活用を考えており、その上で民間活用というのは一つ手法として考えているところであるが、現段階では団地の再生が諏訪・永山で大分進んでいる。それに当たっては、繰り返しになるが居住者の方の引っ越しの負担の軽減や工期の短縮といった実績が一つある。そういったところからすると、今豊ヶ丘についてもこれから再生が進むところになっているので、そういった土地の一つ活用を見いだしていきたいと考えている。

星野ニュータウン再生担当課長 今般、愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等まちづくり計画及び南多摩尾根幹線沿道土地利用方針を策定したところである。現在ご指摘のよ

うに諏訪・永山地区では学校跡地を種地として都営住宅等の建て替え事業が進められている。それから、第二次入居地区である愛宕地区でも同様の取り組みが展開されているところである。

貝取・豊ヶ丘地区について今直ちに団地再生等の動きというのはまだ東京都にしてもUR都市機構にしても確定しているものではないが、おそらく諏訪・永山、愛宕事業が終わった後に貝取・豊ヶ丘に行くであろうということは想定している中で、今回の愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等まちづくり計画の中でも公的賃貸住宅の再生プロジェクトを位置づけているところである。

それからもう1点、南多摩尾根幹線沿道土地利用方針では、尾根幹線沿道にある公共用地での公的賃貸住宅の建て替えあるいは用途廃止になったときにこの方針に基づいて土地利用転換を考えていくということで方針を策定しているところである。旧豊ヶ丘中学校跡地自体が検討の対象になっているわけではないが、この沿道にある例えば公的賃貸住宅や公共用地の土地利用転換をしていこうとしたときの移転先になる可能性もあるということで、まちづくりの方向としてできればこの土地は種地として活用していきたいとニュータウン再生担当としては考えているところである。

小林委員 そうすると、旧豊ヶ丘中学校跡地は約6,360平米あるわけであるが、この全部を使ってやるのかどうかはいろいろあり得ると思うが、今この政策提案にあるサービス付き高齢者向け住宅を造ることになると、場合によっては今決められている担保用地というか公営住宅の種地を変更する必要が出てくることになるのか。

内田資産活用担当課長 多摩市公共施設の見直しと行動プログラムを変えるかであるが、まず学校跡地は公共の土地であるので、行政需要に沿って行政目的に使うのが一番になるかと思っている。そういうものがなければ民間活用として民間に貸すような作業が出てくるので、今回はどれに当たるかによって多摩市公共施設の見直しと行動プログラムの位置づけの見直しが必要だろうと思っている。

小林委員 今の市の方針というか考えとは別に、もしこのサービス付き高齢者向け住宅を造ることになれば、現在の活用方針を変更するというか見直しをす

る必要があるということだけ確認をしておきたい。

もう一つ、安価な利用料で利用できるサービス付き高齢者向け住宅が提案されているわけであるが、それを実現するためにはどういう条件が必要だと考えているのか。それと、現在の多摩市内も含めて既存のサービス付き高齢者向け住宅の利用料はどの程度のものなのか。

内田資産活用担当課長 多摩市公共施設の見直しと行動プログラムの見直しが必要かどうかであるが、今民間活用も書いているので、行政目的に沿って、それが民間活用というところであれば、今の計画に沿った形になるだろうとは思いますが、ただ、市民に説明する機会は十分に設ける必要があるだろうと考えている。

五味田高齢支援課長 サービス付き高齢者向け住宅がどのくらいで利用できるのかについてお答えさせていただく。先週の総務常任委員会でもこちらの市内及び近隣市のサービス付き高齢者向け住宅のことが議題に上がっており、調べた資料があるが、多摩市では4か所、日野市では6か所、稲城市では6か所のサービス付き高齢者向け住宅があり、入居時の費用がゼロ円のところもあるがおおむね10万円から80万円近くかかるところもある。月額費用としては6万円から30万円以上かかるところもある。部屋の大きさやタイプによって入居時の費用や月額費用が変わってくることを調べている。

小林委員 そのサービス付き高齢者向け住宅については民間の事業者が造ることになると思うが、安価な利用料で利用できるということになれば、一つの条件としては、この政策提案では旧豊ヶ丘中学校跡地を使いたいとのことであるが、市有地である旧豊ヶ丘中学校跡地の例えば無償貸与、また、その建設費や運営費に対する市からの助成が条件としてないと安価な利用料にはならないと思うが、その点についてはどのように考えられるのか。

小野澤健康福祉部長 安価なというところでどのようにすればという話かと思うが、先ほど高齢支援課長から答弁したとおり、施設によってその金額の幅は様々である。また、一定の支援なり土地を無償貸与という話についても、これまでほかにもサービス付き高齢者向け住宅が市内にはあるわけで、それをそこだけそのようにするという話が実際現実的に可能なのかという問題もある。

ろうかと思うので、今一概にどのような条件をつけてということについてはお答えできないと考えている。

小林委員 どのようにそれを考えるかであるが、少なくともそういう安価な利用料で利用できるサービス付き高齢者向け住宅となると、先ほど申し上げたような市有地の無償貸与といったことが一定の条件としてないと、なかなか難しいと思う。だから、もしやるとなれば、それをぜひ検討してほしいと思う。

しのづか委員 先ほど星野ニュータウン再生担当課長から、ニュータウン再生での旧豊ヶ丘中学校跡地の方向性についてご説明があったが、例えば今諏訪地区では都営住宅の建て替えが進んでいる。今後創出用地も想定していく中で、こういったサービス付き高齢者向け住宅を民間が創出用地を使ってサービス展開していくことなどもこれからの展開では考えられるのではないかと思うが、いかがか。

星野ニュータウン再生担当課長 ニュータウン再生というところでお尋ねをいただいたので、私からお答えさせていただく。先行しているのは諏訪・永山地区で、今後団地再生等によって創出する土地をどのようにこれから活用していくかという議論をこれからまさにプラットフォームというところで民間事業者などにも入っていただきながらアイデアや提案を出していただき、それを多摩ニュータウン再生推進会議がコーディネートするような形で、土地活用をこれから具体的に検討していくことになっていくかと思う。

その中で、これまでの南多摩尾根幹線沿道土地利用方針の検討の中では6つの検討の柱があったが、例えばにぎわいであったり、雇用、イノベーションであったり、次世代交通モードであったり、そういったモードによって土地活用を考えていくことを想定している。あとは、そもそもニュータウン再生の中では初期入居だと諏訪・永山地区に最初に尾根幹線沿道上に都営住宅やUR都市機構の住宅が建てられていて、むしろそこから住宅を剥がして行って住宅はどちらかと駅寄りのほうに持っていきたい、空いた土地については別の土地活用、住宅ではないものに土地活用していきながら、雇用、職住近接、あるいは来街の促進というところに軸を向けてニュータウン再生を考えていこうということになるので、仮に諏訪・永山地

区の空いた土地にサービス付き高齢者向け住宅ということは、今のところは考えていないかと思う。

しのづか委員 いや、市が考えることではなく、例えばこれからのまちづくりの中でそういったことも可能かどうかということである。民間を交えて例えば団地だけ造り変えるのか、団地と一緒にサービス付き高齢者向け住宅のようなものも整備していく、これまで例えばゆいま〜るが聖ヶ丘、中沢と整備してきたと思うが、私は今までの市のサービス付き高齢者向け住宅も含めた介護施設の整備、老人ホームなどを見ても、一極集中型ではなく地域にきちんと小規模多機能型が点在していく、一つの地域にそういったサービスが多摩市版地域包括ケアシステムのようなことで連携していけるような施設整備を考えてきたかと思うが、この提案だと一極集中型でショットガン方式でサービス展開したいということであるが、その辺の施策の方向性はどのように考えているのか。

星野ニュータウン再生担当課長 少し説明が足りなくて申しわけない。尾根幹線沿道に関しては先ほど申し上げたような形で土地利用転換を考えていこうというのがベースになっているが、例えば今都営住宅の建て替えを行っている旧中諏訪小学校のグラウンド跡地、あるいは旧西永山中学校の跡地、今土地を貸している形になっているので、それは等価なりで土地を東京都から返却していただく形になってくる場所、あるいは団地再生によって住棟が高層化していくと余地が出てくる場所については、福祉的な活用も東京都なりUR都市機構との協議の中では検討のしようがあるかと考えている。

しのづか委員 そうだと思う。創出用地で市がもらうところについてそれを整備しろというのではなく、なぜプラットフォームをつくるのかというと、東京都が持っている土地でもUR都市機構が持っている土地でもよいから、その中にどういう絵を描いていくかということで、私は諏訪にあっても永山にあっても豊ヶ丘にあっても貝取にあっても、これからその地域の中に必要なサービスというのはできるだけ住民に身近なところにそれぞれサービス展開を図っていくべきだと思っているので、今後のまちづくりについてはきちんとそういった手順を踏んで進めていただきたい。そのためのプラットフォームだと私は思っているので、ぜひそういった方向性でお願いする。

しらた委員 この旧豊ヶ丘中学校跡地であるが、公立学校施設整備費補助金などを受けられていると思うが、財産処分の件で今後手続としてはどのようなことが起きるのか。

内田資産活用担当課長 ご質問の補助金については、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分において手続を要する。土地についての返還はない。今校舎が対象となっている。ただ、校舎についても老朽化が進行しているので、活用する際にはおそらく解体となろうかと思っている。解体後にそういったところに貸し付けをするということでは補助金の返還は求められないと考えている。

しらた委員 そのまま使うのであれば補助金の返還か何かが求められる。だが、解体するとなると、今度解体料は多摩市で負担することになっていくのか。

内田資産活用担当課長 説明が足りず申しわけない。校舎を民間が活用する際、有償で市が貸すのであれば、返還は求められるだろうと思っている。

しらた委員 このサービス付き高齢者向け住宅を造れば返還は求められるということによろしいか。

内田資産活用担当課長 今の校舎を大規模改修等してサービス付き高齢者向け住宅を造り、有償で貸すという場合には補助金の返還が求められるということである。したがって、解体してそこにサービス付き高齢者向け住宅を造り有償で貸すといった場合には返還を求められないと理解している。

しらた委員 学校を壊してしまえば求められないということによろしいか。

内田資産活用担当課長 ご質問のとおりである。

しらた委員 壊すにしても市でお金を出さなくてはいけないということであれば、あのまま活用できる方法があるのか、いろいろなことがこの先考えられるのであり、いきなりこの物を造ってしまうというのはなかなか判断がまだ難しいかと思う。

板橋委員 当初の市側の説明で、高齢者向け住宅の割合は平成27年8月時点で4.73%、これは国が掲げる3～5%の目標値は達成しているという形で令和5年1月時点では4.35%ということで書かれているわけであるが、こういった説明を見ると十分なのだなど一旦思ってしまうような説明になっているのではないかと思うが、実際はどのように考えておられるのか。実

際本当に高齢者住宅が充足していると思っておられるのか、それをまずお聞きする。

長谷川住宅担当課長 先ほど冒頭のご説明の中で、数値目標についてのご説明はさせていただいていたところである。こちらの数値目標であるが、国の住生活基本法に基づいて住生活基本計画を国が定めている。その数値目標の中で高齢者人口当たり的高齢者向け住宅の割合が全国的に定められているところである。第三次の住宅マスタープラン策定の段階では、当時のものは2017年に策定していた住生活基本計画だと思うが、そのときは全国的にはまだ0.9%と高齢者向け住宅は非常に少なかったところを3~5%に引き上げていくというような大きな目標であった。

令和3年3月に新たな住生活基本計画がまた閣議決定されており、こちらは全国的には今2.5%の割合を4%まで引き上げるといった目標値になっている。多摩市は第三次住宅マスタープランのタイミングと、また直近の令和5年の1月のところの数値をもう一度確認した中では4%を超えているというような形でご説明をさせていただいたところではあるが、先ほどのサービス付き高齢者向け住宅だけではなくシルバーピア、有料老人ホームといったものを合わせてであるが、足りているか足りていないかという住民の方々の直接的なところといった意味では、12月の一般質問等でもお答えをさせていただいているが、シルバーピアも高齢者向け住宅に該当する中では、倍率等もかなり高いような状況もあるので、一つの数値目標ではあるが、希望されている方々が希望するような住宅に入れるかどうかという部分では、必ずしも充足していると言い切れない部分があるという形で課題認識は住宅施策を所管している我々も持っているというところはお伝えさせていただければと思う。

板橋委員 今の説明を聞いてある程度わかったが、結局は高齢者向け住宅がほとんど進んでいない状況の中だったからこそ国が今少しでも上げていこうという取り組みを始めた段階という状況だなと、改めて感じた。そういう意味では、こういった表現してしまうと、達成して国よりも多摩市は高いぞと言っているように思われて少し誤解を受けるのではないかと、実態と相当かけ離れていると私も思う。

高齢者の皆さんは高齢になるに従って、私も昔あるアパートに住んでいるときに、私のすぐ目の前の高齢ではあっても元気なご婦人の方が、私の姿が見えないときには私の部屋をのぞいてほしいと言っておられた。生活の上ではいつ何が起こるかわからないという不安が高齢になればなるほど非常に大きくなってきているのかと思う。それでも今、その不安どころかエレベーターのない5階に住んでいたり、連れ合いが亡くなってしまっても高い家賃のところに住んでいたり、自分では掃除するのも大変なぐらい広いところに住んでいたりして、本当に見守りがあり、介護や看護の体制が整っているというか、いつでも駆けつけてくれるような状況があるような家があったらよい。

だが、先ほど高齢者向け住宅といったらシルバーピアが代表的であると言っておられるが、これも所得制限があり、その上倍率が高くて入れない。では、どこに行くのか、高い老人向けの施設というのはまだなかなか入れるものでもないし、特に多摩市の場合、急速な高齢化を迎えると言われているだけに、現実にもそういう市であるだけに、高齢者の皆さんがその所得に関わらず安心して住めるような住宅として考える必要があるのではないか。

特に国・都を挙げてつくったこのニュータウンであるから、多摩市の場合、そういった意味では全国の手本にもならなくてはいけないのではないかと思う。高齢者対策として、そういう意味ではサービス付き高齢者向け住宅というのはまさに適した施設だろうと思う。それでも今現在はまだ高過ぎる。もし陳情者が言っているように安価となれば、公共用地を無償で提供してそこに事業者が建て、例えば永山の学校跡地に特別養護老人ホームを造ったが、造ったときに土地を事業者へ無償で提供する代わりに多摩市民を優先的にお願いするという、全面的にそういうわけにはいかないが、基本的には多摩市民を優先にする形での特別養護老人ホームが完成し、今運営されているわけである。

学校跡地という点では、諏訪の都営住宅の建て替えで永山の学校跡地に都営住宅だけではなく福祉施設も造った。そういう意味では、旧豊ヶ丘中学校跡地も、都営住宅の建て替えの種地としてもしやっただとしても、これ

だけの大きなところに全部サービス付き高齢者向け住宅を造れと言っているわけではないと思うので、その一角にサービス付き高齢者向け住宅を造り、土地を無償提供するといったことは十分に考えられるのではないかと
思うが、その点についてのお考えをお聞かせ願う。

小野澤健康福祉部長 様々お話をいただいたところかと思うが、市としては、多摩市において急速に高齢化が進むという話については全庁的な課題と認識しているところである。これに対し、住まいの話についても全庁的に議論をして次の第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の中で進めていかなければならないと考えているところである。ただ、住まいは当然大事な部分ではあるが、多摩市版地域包括ケアシステムでもお話をしているところであるが、住まいだけではなく介護の事業サービス、医療のサービス、様々そういうものを総合的に整備していきながら高齢者の方々の暮らしを支えていかなければならないと考えているところであるので、一角という話もあったが、全体の状況も踏まえた上で考えていく必要があると捉えている。

しらた委員 先ほど学校をそのまま使うとすれば整備の補助金を返さなくてはいけないということだったが、今もしあのまま何かを使うとしたら、幾ら返還しなくてはいけないのか。

内田資産活用担当課長 返還金であるが、正確な数字は今手元にはないが、数千万円を見込んでいる。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

小林委員 小林憲一である。5政策提案第2号 「ニュータウン対応型高齢化サポート拠点」に関する市民政策提案・提言について、意見を述べる。

この政策提案で触れられている5地区含め多摩市の高齢化は世界最速のスピードで進んでおり、あと10年後には超高齢社会になり、介護が必要な方が急増することは疑いない。このような特性を持つ多摩市、とりわけ人口密度の高いニュータウン区域にとって、この政策提案で触れられているサービス付き高齢者向け住宅をはじめ介護施設の不足は深刻な問題であ

る。サービス付き高齢者向け住宅は比較的要介護度が低い高齢者が居住するのに適したところであるが、ニュータウン区域にお住まいの高齢者が自宅で暮らせなくなった場合に、まだ比較的要介護度が低い段階であれば、自由度の高い生活ができるサービス付き高齢者向け住宅が望まれるのではないだろうか。

しかし、現状のサービス付き高齢者向け住宅は極めて利用料が高いのが実態である。多摩市の高齢者が住み慣れた地域の比較的近いところにこの施設を確保した上で、なおかつ安価な利用料を実現する必要がある。それを実現するには、その条件の一つとして市有地を無償貸与するなどの手法が考えられる。そのことを考えたときに、ニュータウン区域の中にある旧豊ヶ丘中学校跡地を利用することは合理的だと考える。同跡地は、現在の活用方針では担保用地となっているが、サービス付き高齢者向け住宅を含む介護施設としての活用を十分に検討していただきたいと考える。国と東京都の補助金の活用も含めニュータウン再生の一環として検討することを市長に求め、本政策提案については採択すべきものとする。

しのづか委員 5 政策提案第 2 号 「ニュータウン対応型高齢化サポート拠点」に関する市民政策提案・提言について意見を申し上げる。

先ほども市側に幾つか質疑をさせていただいたが、多摩市はこれまでニュータウン再生についてフロントエリアである諏訪・永山地区から学校跡地を活用した連鎖性を持った都市再生を図ってきた。現在諏訪・永山だけではなく愛宕地区においても順次建て替えが進んでいる状況にある。

そういった中で、来年度から多摩市を事務局として東京都、UR 都市機構、東京都住宅供給公社、そして民間の方も交えてのプラットフォームというところで、このニュータウン再生の次の段階についての議論が、まずは南多摩尾根幹線沿道の土地利用であるが、先日の私たちの会派の総括質疑でも明らかになったように団地再生や面的なまちづくりについてもその活用を考えていくことを確認したので、そういった中においては、今後こういった住宅の施策展開についても、多摩市の土地に限らず、せっきやく四者が膝を交えて協議をする場をつくるわけであるから、その中できちんと例えば先ほど板橋委員が言っていたように東京都が都営住宅を建て替える

ときにきちんとシルバーピアをつけて建て替えを進めてもらう、できるだけ小さい地域の中にそういったものが充実できるようなまちづくりの展開を図っていただきたいと思う。そういう意味では、旧豊ヶ丘中学校跡地にこういった高齢化サポート拠点と決めてしまうのは現実的ではないと私は思っているので、今、諏訪地区と愛宕地区が先行してそういったまちづくりの展開を図っている状況の中においては、高齢者向けの住宅の施策展開も念頭に置きながらまちづくりの議論を進めていただきたいと思う。よって、この政策提案については不採択とする。

しらた委員 5政策提案第2号 「ニュータウン対応型高齢化サポート拠点」に関する市民政策提案・提言に対して、先ほどから質疑もさせていただいた。旧豊ヶ丘中学校跡地という場所で、そのまま使えば返還がないということもあったし、また壊すにしても、建物を壊せば大体数億円かかるのではないかと、また何かほかのものに活用するということでは数千万円の返還ということである。

こうしたことから考えると、学校跡地であり多摩市民の財産であるので平等に使っていかなくてはいけないと考えると、先ほどニュータウンのこれからの再生について民間と様々な話し合いがあるという意見もあったので、そういう活用方法もしっかりと考えながら全体のバランスを見ることが大切かと思うので、この旧豊ヶ丘中学校跡地という場所に対して、私たち党派としても大変疑問を持ったところである。この必要性はわかるが、場所的に今回私たちは不採択とさせていただく。

あらたに委員 5政策提案第2号 「ニュータウン対応型高齢化サポート拠点」に関する市民政策提案・提言について、不採択の立場で意見を述べさせていただく。

今この多摩市の中でも豊ヶ丘・貝取地域の高齢化ということはしきりにあちらこちらから声が聞こえてきているわけであるが、将来のまちづくりとしてこの地域に新しい若い世代を呼び込むということがないと、この豊ヶ丘・貝取地域の自治会活動や地域の活動をこれから進めていけなくなってしまう、こういう視点をしっかり持ってまちづくりをしていかなければいけないと思っている。今回この政策提案を引き受けてしまうと、全く逆

行していく形になっていくので、私たち公明党としては不採択とさせていただきます。

山崎委員

5政策提案第2号 「ニュータウン対応型高齢化サポート拠点」に関する市民政策提案・提言について、新生会を代表して不採択の立場で意見を述べる。

提案者が心配されているニュータウン地域の高齢化は今後さらに急激に進んで、多摩市としても大きな問題だと受け止めている。今後急激にふえる高齢者が安心して暮らせる場所づくりは必要であり、シルバーピアやサービス付き高齢者向け住宅のような施設が充実することは望ましいことだと思う。提案されているような施設への取り組みは必要だと思うが、市が対応するのではなく、国や東京都及び民間の協力を仰ぎながら取り組む必要があると思う。また、旧豊ヶ丘中学校跡地の使用についても市民の同意を得る必要があり、慎重に進めなければならない。よって今回の提言内容をそのまま採用することは適当でないと判断し、不採択の意見討論とする。

板橋委員

板橋茂である。5政策提案第2号 「ニュータウン対応型高齢化サポート拠点」に関する市民政策提案・提言について、採択の立場から討論する。

急激な高齢化社会が訪れる多摩市にとって、高齢者のための住宅の整備ができていない状況である。介護認定を受けていない高齢者が大半であるが、それでもエレベーターのない住宅に住む苦痛、高額な賃貸住宅の苦痛、見守りのない独り暮らしの不安など様々な理由で、バリアフリーで見守りがあり介護看護の関連施設が併設したサービス付き高齢者向け住宅を求める声は、今後ますますふえていくことが十分に考えられる。しかも、市の住宅対策としては安価なものでなくてはならない。まさに本政策提案者の求めるサービス付き高齢者向け住宅がそれに当たるのではないだろうか。

見守りのあるシルバーピアへの入居希望者はたくさんあるが、所得制限とともに増築が長年にわたって行われていないために入居は極めて困難である。高齢者が住み続けられる多摩市とするためにも、サービス付き高齢者向け住宅誘致に向けた市の積極的な取り組みが必要である。政策提案者が言う旧豊ヶ丘中学校跡地は、都営住宅建て替えの種地としても候補地に

なっているようであるが、その一角を活用するだけでも十分にサービス付き高齢者向け住宅建設は可能である。

以上、申し述べて採択とする。

きりき委員長 これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が2名、不採択すべきものという意見が4名である。不採択すべきものという意見が過半数に達している。よって本件は不採択すべきものと決した。

日程第3、第18号議案 多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

松下保険年金課長 それでは、多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただく。

まず出産に要する経済的負担を軽減するため、多摩市国民健康保険条例第7条に規定する出産育児一時金の支給額40万8,000円、産科医療補償制度加入医療機関等利用の場合は1万2,000円を加算して42万円について、国が設置する社会保障審議会において全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことに伴い48万8,000円、産科医療補償制度を利用する場合には1万2,000円を加算して50万円に増額をさせていただくものである。

出産育児一時金については、被保険者が出産したときに当該被保険者の属する世帯主に42万円を支給する旨規定しているが、この42万円については、出産費用が年々増加する中で平均的な標準費用を全て賄えるようにとの観点から、民間医療機関を含めた全施設の出産費用を勘案するとともに、近年の伸びも勘案し、直近の出産費を賄える金額に設定するという考え方のもと、政府の全世代型社会保障構築会議等において検討が求められていた子育て世帯への支援の強化に対して社会保障審議会の議論の整理において、出産育児一時金の額は令和4年度の全施設の出産費用の平均額を勘案して令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされて、健康保険法施行令等が改正されている。この改正に伴い、多摩市国民健康保険条例においても出産育児一時金を40万8,000円から48万

8,000円に改正させていただくものである。

施行予定は、令和5年4月1日からの施行を予定している。

きりき委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

小林委員 今回法律の改定で多摩市の条例についても改定するということであるが、全国一律で実質的に出産育児一時金を50万円にするということであるが、出産費用は都道府県ごとによりかなり違っていると思うが、東京都の平均は今のくらいになるのか。

松下保険年金課長 東京都の平均であるが、これは令和3年度の金額になるが、56万5,092円となっている。

小林委員 出産に関わる直接的な費用で56万5,000円余りだと、もちろん子どもさんを産む医療機関によっても違ってくると思うが、今回の改定で出産育児一時金が50万円になるというのはより実態に近づいたということで、それ自体は喜ばしいことだと思う。ただ、東京都の場合はそれよりもまだかなり高いので、望むらくはさらに引き上げが必要だと思う。

もう1点、その財源に後期高齢者から年4,000円の負担を求めるという報道があったが、これについての事実確認と、そのことについて所管としてどのように考えるかお答えいただければと思う。

松下保険年金課長 この出産育児一時金については、国の考え方としては全世代で支え合う仕組みを導入するというので、少子化を克服し子育てを社会全体で支援する観点から、委員が言われた後期高齢者医療制度からも一部を支援するという仕組みが令和6年4月から導入される形になっており、今国の試算では後期高齢者1人当たり年600円ご負担いただくような形になっている。

小林委員 全世代からの負担ということで世代と世代を相対立させるようなやり方を国が率先して行うというのは、私は信じられない思いである。今お金のことで言うと、軍事費をGDP比2%に引き上げて戦争準備にお金をつぎ込む一方で、子ども政策を充実させる財源に高齢者からお金を取り上げるということは、本当にひどいお金の使い方だと思う。その点について指摘をして質疑は終わりたい。

きりき委員長　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

きりき委員長　質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

小林委員　小林憲一である。第18号議案　多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、可決の立場で意見を述べる。

出産費用の東京都平均が約56万5,000円であるから、遅きに失したとはいえ今回出産育児一時金が実質50万円に引き上げられることは喜ばしい限りである。しかし、出産に関わる費用は直接的な出産費用だけではないことを考えれば、今後さらに出産育児一時金を引き上げることを国には求めたいと思う。もう一つ問題なのは、この引き上げの費用に後期高齢者からの負担を充てようとしていることである。このような若い世代と高齢者世代を対立させるようなことを国という公の立場に立つ者が考えているということが信じられない。また、腹立たしい限りである。その一方で、岸田自民党・公明党政権は、軍事費をGDP比2%に引き上げようとするなど、戦争準備には莫大なお金を使おうとしている。この暴挙に子育て世代も高齢者世代も一致して反対であるということを申し上げて討論とする。

板橋委員　板橋茂である。第18号議案　多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について可決の立場で意見を述べる。

少子化が大きな社会問題になっているが、何とんでも若者の多くが非正規雇用として低賃金で働かされる社会になっているところに大きな問題があると考えます。奨学金を受けて大学を卒業しても、非正規雇用のために奨学金返済が厳しく、恋愛もできない、結婚もできない、結婚したとしても赤ちゃんを産むことすらちゅうちょせざるを得ない状況になっているのではないだろうか。せめて赤ちゃんは安心して産めるようにすべきである。

今回、出産育児一時金が実質50万円に引き上げられることは少しの前進ではあるが、引き続きの子育て支援策が必要である。将来の日本のためにも、若者が生き生きと学び、希望を持って働ける社会にしなければならない。

以上申し述べ、可決の討論とする。

あらたに委員 第18号議案 多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、可決の立場で討論させていただく。

私たち公明党は、ずっとこの出産育児一時金の増額について取り組んできた。30万円からスタートし、42万円まで段階的な拡充もずっと勝ち取ってきて、ここにきて長らく続いた42万円から現実的な価格に近づいてきたということで、やっと50万円まで拡充することができた。本当に今この日本の危機的な課題である少子化の問題、これの一つの突破口として出産育児一時金の拡充をさらに進めていかななくてはいけないし、国として、またこの多摩市でも子育て世代にさらに手厚いまちづくりを進めていくことを決意して、今回この第18号議案については可決の立場で意見を述べさせていただく。

きりき委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいま意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が3名である。よって、これより第18号議案 多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

きりき委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第4、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際暫時休憩する。

午前11時47分 休憩

(協 議 会)

きりき委員長 ここで協議会に切り替える。

それでは1番、第4次多摩市食育推進計画策定と食育アンケートについて、市側の説明を求める。

金森健康推進課長 第4次多摩市食育推進計画策定と食育アンケートについてご報告させていただきます。令和4年9月に第3次多摩市食育推進計画延長についてご報告をさせていただいた。この計画期間が令和5年度で終了となるので、令和6年度を開始とする第4次多摩市食育推進計画を策定することのご報告となる。

最初に、食育推進計画の概要である。こちらは趣旨を書かせていただいているが、子どもから大人まであらゆる世代の人が生涯にわたって健全な食生活を実践できる力を育むため、食育基本法に基づく市町村食育推進計画として位置づけ、様々な食育活動を推進するものである。期間については、令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

計画策定の進め方についてである。まずは多摩市の食に関する情報収集調査で、食に関する現状課題を踏まえた計画としていくために、本市も調査をさせていただき、東京都・国による食に関する各種調査を参考にしたいと思う。本計画策定に当たっては、学齢期子育て世代に対して食育アンケートを実施・分析し、計画策定のための基礎資料とさせていただく。計画についての検討であるが、第4次多摩市食育推進計画策定委員会を設置させていただき、庁内関係課長で構成するものの設置をさせていただき、検討を行いたいと思っている。3点目に、多摩市食育ネットワーク推進連絡協議会、これは現在も実施している協議会であるが、メンバーとして学識経験者、教育・学校関係者、食育に関する地域活動を行っている市民や団体などで構成させていただいている。この連絡協議会に対して意見聴取を行いたいと思っている。4点目に、パブリックコメントを実施する予定にしている。計画案の内容について広く市民の意見を聞くというところで、パブリックコメントを実施する予定とさせていただく。

3番目に、計画策定のスケジュールである。今回この常任委員会でご報告をさせていただき、令和5年度、来年度より策定委員会を実施させていただく。食育ネットワーク推進連絡協議会への意見聴取等を挟み、12月の常任委員会に報告をさせていただき、パブリックコメントを実施したい

と考えている。令和6年、もう一度食育ネットワーク推進連絡協議会に意見聴取をさせていただき、策定委員会で原案を確定し、3月の健康福祉常任委員会で第4次計画についてご報告をさせていただきたいと思っている。

なお、食育アンケートは、現在学齢期の子育て世代に対するものを実施させていただいており、小・中学校については、学校のご協力を得て小学校6年生と中学校3年生にさせていただいた。いずれも回答率が93%、90%と高い値で頂いている。時期については、9月～12月にロゴフォームを利用して実施させていただいた。あと、子育て世代の方に関しては、幼児健診の保護者の方に、健診に来られたときに実施させていただいた。こちら、612名のうち578名、94%の回答率になっている。

この調査報告書であるが、まだ現在まとまっていない。調査報告書がまとまったら、議会のサイドブックに上げさせていただきたいと思っている。

資料を2つ目としてつけている。こちらについては、今年度後半から来年度にかけての流れをまとめさせていただいたものである。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

2番、健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応等について、市側の説明を求める。

金森健康推進課長 2番目、健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応等についてである。今までもご報告させていただいているものについて、継続して実施しているものなどをご報告させていただきたいと思う。

まず1点目、新型コロナ電話相談についてである。令和4年1月26日から実施をさせていただいている。こちらは、様々コロナに関するご相談をいただいております、必要によって保健所など関係機関と連携を取らせていただいているところである。相談実績をそちらに上げているが、令和3年度が1,734件、令和4年度が2月末現在で4,649件となっている。最近の傾向であるが、ほぼ感染状況も落ち着いてきており、1日に1桁台と相談件数がかなり減少してきているような状況となっている。

2点目に、新型コロナウイルス感染症病床確保のための転院支援事業である。1月末までの実績でご報告させていただく。こちらは、コロナ患者を診ていただいている市内の2病院やその他の市外近隣病院の感染症患者受け入れ病床の維持を図るため、実施させていただいている。新型コロナウイルス感染症の治療が終わった後、新型コロナウイルス感染症によらない事由で引き続き入院加療等要するものを転院により受け入れる市内医療機関を支援するものである。令和3年度で一度終了していたが、コロナ第7波による感染者拡大により8月1日より再開をさせていただいている。転院対象者は市内2病院から、転院患者は市民と市外在住者も対象とさせていただいている。市外の感染症病床からの転院患者は多摩市民に限らせていただいている。実績であるが、令和4年度1月までで53人となっている。市内2病院からの転院は36人で、市内の方が18人、市外の方が18人、市外病院からの転院は17人という形になっている。受け入れ病院については、協定を締結させていただいているのは急性期の2病院という形になっている。

3点目、新型コロナワクチン接種後の「健康被害救済制度」に向けた相談実績となる。相談件数は2月27日現在でまとめさせていただいているが、49件の相談をお受けしている。中で、この救済制度の申請受け付けをさせていただいた方が13件になる。進達済みが12件になっており、進達前の1件については、来週予防接種健康被害調査委員会実施予定になっているので、それ以降に提出予定とさせていただいている。既に認定済みが4件、取り下げ1件、審査中7件という形になっている。予防接種健康被害調査委員会の開催実績については、こちらに書いているように3回今まで実施しており、3月、来週もう1回実施する予定になっているが、7件の審査をさせていただいたところである。

続いて、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書についてである。こちらは、令和3年12月20日から予防接種証明書のデジタル化に合わせて、紙版の証明書は日本国内用と海外用の2種類となっている。対象は、国内用は接種当日多摩市に住民票があった方、国外用は接種当日多摩市に住民票があった方で旅券がある方となっている。申請状況であるが、令和

4年度のところ、海外用が2,108、国内用が398、合計2,506件となっている。郵送が3割程度、窓口で7割程度来られる状況に変わりはない。

5番目、その他である。こちらについては、前回報告から変更がない。独自のPCR検査と自宅療養者対象物資支援も休止させていただいている。こちらは特に変わりがないので、一応前の実績を載せさせていただいている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 今説明していただいた中で、3番目の新型コロナワクチン接種後健康被害救済制度に向けた相談実績のところであるが、相談の多くは副反応のことだと思う。後で説明される今後のワクチン接種の際の説明にも関わることであり、副反応については十分な説明が求められると思うが、多摩市で今までの接種後のいわゆる副反応についてこのような事例があるというのは何かまとめられているのか、まとめられているとすれば公表するようなことはあるのか、その点についてお答え願う。

金森健康推進課長 今お話があったのは、この事例1件1件についてどのようなご相談があったか、どのような申請があったかということかと思う。どのようなご相談があったかについて、特に集計等は今のところしていない。個人情報的などころも含むかと思っているので、この申請があったものについて特に細かくご報告をすることは今のところ考えていない。

小林委員 こういう副反応があり得るということで、このような症状が出ることもあるということは説明されていると思うが、私は、より丁寧に説明するとすると、この間、コロナ禍のもとで何回かワクチン接種をしてきてこういう副反応が出ていることを情報としてきちんと説明することは非常に重要なことではないかと思う。だから、今のところそういう事例を紹介するようなお考えはないということであるが、もちろんプライバシーには十分配慮した上で、例えばこのような事例が出ているということはやはり説明する必要があるのではないかと思うので、ぜひ検討していただきたいと思うが、いかがか。

金森健康推進課長 市単独ではなく、国等で副反応としてこのようなものがあるという報

告がある。そういったものにホームページなどからリンクを張らせていただいたりしているし、予防接種の案内を送らせていただくときにも、多摩市というわけではないがこのような副反応が多いということは説明書きに載せさせていただいている状況であるので、そちらを見ていただければと今のところ考えている。

きりき委員長　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

きりき委員長　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。
この際協議会を暫時休憩する。

午後　0時01分　休憩

午後　1時00分　再開

きりき委員長　休憩前に引き続き協議会を再開する。

それでは、3番、産後ケア事業について、市側の説明を求める。

金森健康推進課長　産後ケア事業についてである。こちらは来年度新規の事業もある。概要を書かせていただいているが、令和2年8月5日付で施行された母子保健法の一部を改正する法律によって、一部の市町村が予算事業として実施していた産後ケア事業を母子保健法上に位置づけるとともに、全ての各市町村に対して産後ケア事業の実施を努力義務化とされた。今まで子ども青少年部の子育て支援課の子ども家庭支援センターで当該事業を実施していたが、令和5年4月から健康推進課で実施させていただくことになった。

なお、健康推進課での実施に当たっては、こちらに書いているように母親の心身の回復、心理的な安定の促進を図り、母親自身のセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができることを目的として、今まで通所型のみだったが、新たに訪問型の産後ケアを実施することでより幅広い方を対象とした事業展開を行うこととしている。

対象についても、今まで6か月未満だったが、多摩市内に住所を有する産後1年未満の母子に延長させていただいた。

事業内容については、出産及び子育てに関して心身のケア、育児の支援

その他母子の健康の維持増進に必要な支援を行うことを目的として、こちらに書いている1から7のサービスを行うことにしている。通所型のみというのは4番、5番となる。

実施方法であるが、先ほどお話ししたように訪問型を今回入れさせていただく。対象者の居宅に委託の助産師が訪問させていただいてサービスを提供するという形をとる。通所型については、今までと同様継続させていただき、多摩保育園に対象者が来所し、委託助産師や保育士等がサービスを提供するというものである。現在の名前としては、「子育てスタート支援事業」という名前になっている。

2枚目になる。利用料金であるが、通所型は今までと同様の金額設定である。訪問型については、より多くの方に利用しやすい料金設定とさせていただき、市町村民税課税世帯の方は500円、非課税の方、生活保護受給世帯は無料をご利用いただけるようにしたいと思っている。

利用可能回数であるが、訪問型は5回、通所型は7回で、市長が特に必要と認めるときは10回まで延長可能という形にさせていただいている。

資料をつけさせていただいており、「産後ケア事業のご案内」というチラシである。こちらを市民の方に見させていただいて、こちらにあるように利用申請は、まず健康センターに申請いただいて決定通知書を発行した後は、ご自身で予約を取って利用いただくという形を考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

4番、出産・子育て応援事業について、市側の説明を求める。

金森健康推進課長 出産・子育て応援事業についてである。こちらは国の出産・子育て応援交付金という名前の事業であるが、目的としては、核家族化が進み地域のつながりの希薄となる中で、孤立感、不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくないというところで、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題となっている。

こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につな

ぐ伴走型の相談支援を充実させ、経済的支援を一体的に実施する事業という形になっている。

経済的支援の考え方である。出産・子育て応援ギフトの支給により、妊婦や子育て家庭が伴走型相談支援の実施機関にアクセスがしやすくなる。必要な方は、産後ケアや一時預かり等の利用者負担の軽減などにつながる経済的支援の活用と組み合わせながら実施することにより、伴走型相談支援の事業実効性を高めていくという考え方で実施する。

本市の実施方法であるが、12月補正で予算をお認めいただき、事業開始日は令和5年2月1日からとさせていただいた。対象者は妊娠の届け出をした妊婦さんと出生をした児童の養育者になる。支給する物であるが、今年度については出産応援ギフト、auPAYオリジナルギフトカード5万円分、子育て応援ギフトについても同様とさせていただいている。中にはキャッシュレスが利用できない方を想定しており、その場合には現金給付ということを考えている。

なお、令和5年度については調整中と書かせていただいている。こちら東京都のカタログギフトのほうは今提示をされてきている。

こちらを利用することによって、出産、子育て応援ギフトの費用を国3分の2、都6分の1、市6分の1の負担の6分の1の継ぎ足し補助をするというお話も出てきているので、来年度中にカタログギフトを利用するかどうか現在最終調整しているところになる。

支給方法である。まずは出産応援ギフトについては、ゆりかごTAMA妊婦面接に来たときに申請をいただいて出産を聞くと配布、子育て応援ギフトについては、出生後になるので、新生児訪問時に申請をいただいて、後日郵送させていただくことを考えている。なお、遡及対象として、今年度、令和4年4月1日から令和5年1月31日まで、妊娠届・出生届を出した方については、面接の代わりにアンケートを実施させていただいて、アンケートと申請書を併せて返送いただいて、各応援ギフトを配布させていただいている。

なお、この母子健康手帳の交付場所について、本事業の開始に伴って妊娠届け出時にゆりかごTAMA妊婦面接を確実に実施していく必要がある

ので、現在12か所で交付している母子健康手帳を健康センター1か所の交付に来年度4月からさせていただく予定にしている。なお健康センターについては、今まで土曜日実施していなかったが、第1・第3土曜日に開けさせていただいて、お仕事されている方にも来ていただきやすい体制としている。

あと、資料を付けさせていただいた。もう一枚のほうになり、3部3枚つけているが、出産・子育て応援事業の本市のスキーム全体的なものになる。

これは、経済的支援の出産応援ギフトを実施しながら伴走型相談支援となるので、子育て世代包括支援センター（健康推進課）が、そのたびごとに、アプローチさせていただきながら必要な、事業、サービスにつなげていくということを実施していきたいと思っている。もちろん、子育て支援課の地域子育て支援拠点や、保育所、幼稚園などとの連携を実施させていただく予定にしている。

2枚目の資料は、現在の子育て応援ギフト一覧表となっている。こちらは令和4年度の方が、いつ、どのような経済的支援が受けれるのかを一覧にしたものになっている。

あと3枚目は、auPAY、メッセージを送らせていただけるということで、こういった形でauPAYのカードを今配付させていただいているところである。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

5番、新型コロナワクチン接種について、市側の説明を求める。

金森健康推進課長 続いて新型コロナワクチン接種についてである。説明資料を2枚つけさせていただいており、その後ワクチンの接種状況、あと厚生労働省のチラシ等がついている。併せてご覧いただければと思う。

まず1点目、令和5年3月19日時点の接種状況である。こちらは資料2をご覧願う。

2列目あたりにオミクロン株対応ワクチン接種を書いているが、3月1

9日時点で、市全体12歳以上で現在54.1%の接種率となっている。65歳以上は81.9%の接種率であるが、年齢が下がるに従って接種率が低くなっているという現状がある。

ちなみに国は3月16日公表時点で44.3%となっている。多摩市民の方は皆さん意識も高いというところがあり、26市、23区の中でも非常に高い接種率となっている。

あと続いて小児接種、2段目になる。こちらは5歳から11歳の方となっている。こちらは1回目、2回目、3回目までであるが、1回目、2回目は20%台、第3回目まで接種を終了されている方は12.1%となっている。

もう一つ乳幼児接種となる。こちらは6か月～4歳までの方となる。これも3回目まで接種があるが、1回目、2回目6%、3回目は4%というような状況になっている。

続いて令和5年度の新型コロナワクチン接種についてについてご説明させていただきます。資料3をご覧くださいながら聞いていただければと思う。

まず今回のこのコロナワクチンであるが、令和5年2月22日付の国の通知によって現行の特例臨時接種の実施期間が1年間延長となった。自己負担なしでもう1年間実施をすることになっている。接種の法的な位置づけは、令和4年12月9日の改正予防接種法附則第14条第1項の経過措置規定により、改正後の予防接種法第6条第3項の規定によるものとみなして継続実施となっている。こちらは第1号の法定受託事務となっている。

今回、令和5年度はどのような形で実施するのか示されてこなかったが、必要経費については最終日令和5年度当初同時補正予算で計上をさせていただきたいと思っている。

続いて、4月の接種についてである。4月の接種は、まず令和4年度と同様に集団接種と市内医療機関での個別接種を継続する予定としている。4月については、オミクロン株対応2価ワクチン、従来型によるワクチンが済んでいる12歳以上の方への接種と、あと小児接種、乳幼児接種を4月は実施することとしている。この2価ワクチンの接種であるが、令和5年度は春開始接種、秋開始接種と2回あるが、春開始接種は基礎疾患を有

する方、医療従事者の方に対象の方が限られてしまう。したがって、もしそれ以外の方でオミクロン株対応2価ワクチン接種をご希望される場合、5月7日で終了するので、それまでに接種を完了させていただく必要がある。接種機会は、5月7日を過ぎると今度9月開始予定の秋開始接種となってしまう。このあたりは、たま広報、市公式ホームページ等で周知していく予定にしている。

続いて、小児接種、5歳～11歳である。初回接種1・2回目は従来型のワクチンに追加接種としてオミクロン株対応2価ワクチン、こちらは3月26日から市も利用しているが、これの実施が可能となっている。4月については、このオミクロン株対応2価ワクチンの接種を実施させていただく。

続いて、乳幼児接種である。こちらは従来型ワクチンになっているが、継続して実施させていただく予定にしている。

こちらで使用するワクチンは、いずれもファイザー社のワクチンを使用させていただく。4月の集団接種会場であるが、接種希望者もかなり減ってきているので、多摩センターの接種会場ペペリビルのみで実施させていただく予定としている。また、日数的にもかなり絞らせていただく予定にしている。

4月以降の新型コロナワクチンの接種、コールセンターでの予約・問い合わせ等の受け付けだが、問い合わせ件数が少ない日曜日、祝日は今後休止させていただきたいと思っている。また、初回接種である12歳以上の対象1・2回目は、こちらも希望者が大幅に減少しているので、4月は一旦中止させていただいて、5月以降再開と考えている。

また、集団接種会場で今まで実施していたタクシーのチケットの配布であるが、こちらも希望者がかなり落ち着いてきているのと、接種をした後安全に帰っていただくことが目的で実施していたが、近年ほとんどの方、特に接種会場で何か対応しなければ体調不良になる方はほとんどおられないので、チケットの配布は3月末で終了させていただきたいと思っている。また、AIの自動応答予約専用コールセンターについても、こちらも利用がかなり少なくなってきているので、3月末で終了させていただきたいと

思う。

続いて、5月以降の接種についてである。5月以降の接種については、令和5年春開始接種と令和5年秋開始接種、年2回の接種の予定となっている。まず春開始接種であるが、実施期間は令和5年5月8日から8月末までとなっている。対象者は1・2回目の接種の接種を終了してから3か月以上経過した以下の方となり、65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する者、その他重症化リスクが高いと医師が認める者、あと医療機関や高齢者施設、障がい者施設の従事者が春開始接種の対象となる。使用ワクチンは、現在のところオミクロン株対応2価ワクチン、ファイザー社及びモデルナ社製の使用を予定している。

接種体制であるが、令和4年度と同様に集団接種と市内個別医療機関での個別接種により実施できるよう現在準備を進めている。集団接種会場の場所、接種券の送付時期等は詳細決まり次第改めて情報提供させていただきたいと思う。

令和5年秋開始接種についてである。こちらは令和5年9月から令和6年3月末までを予定している。対象者は、初回1・2回目を終了してから3か月以上経過した5歳以上の全ての方が対象となっている。ワクチンであるが、使用するものはまだ決定しておらず、国で引き続き検討となっている。詳細が示され次第、改めて情報提供させていただきたいと思っている。

今後の予定である。来週の3月29日、最終日であるが、令和5年度当初同時補正予算で計上させていただき、お認めいただいたら4月1日からたま広報4月1日号で4月以降の接種について上記内容を周知させていただき、中旬頃に春開始接種の詳細が決まり次第議会にご報告させていただき、たま広報の4月20日号でより詳細に周知させていただく予定としている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

追加の案件である。学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについ

て、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 学校法人日本医科大学多摩永山病院の建て替えについてである。多摩永山病院の建て替えについて、現在の状況を報告させていただきたいと思っている。フォルダは先ほど申し上げた追加のところをご覧になっていただきたいと思う。

まず1ページ目であるが、1、これまでの経緯等は、これまでもご説明をさせていただいているものである。1枚目の最後のところ、学校法人日本医科大学から多摩市に文書提出（令和3年2月）というところをご確認いただければと思う。令和3年2月に日本医科大学から文書の提出があった。新型コロナウイルス感染症拡大による影響から、令和2年11月の文章中の2026年度新病院開設を努力目標とする点を再考しているため、当面の間、時間を賜りたいというものであった。その際に当面の間とはどの程度を考えているのかを確認させていただいたところ、1年程度というお答えであった。

2ページ目をご覧いただければと思う。そのようなことから、1年間がほぼ過ぎるので市から再考の状況を確認したところ、令和4年6月9日付で市に文書が提出されている。内容については、再考の結果、建て替えについては令和8年度病院工事の着工を努力目標とし、議論の再開と令和2年11月30日付文書の7つの要望事項について今後協議・検討願いたいとのことであった。このことについては、以前にもご報告をさせていただいたところである。

その後、令和4年7月以降の協議状況であるが、文書提出後も感染症の影響などから具体的な協議が進まない中で、令和4年度に日本医科大学多摩永山病院に脳卒中センターが開設され、改めて令和8年度着工に向けて努力していくことを確認している。

今後の予定であるが、新病院の開設実現に向けて、日本医科大学から提出された協議再開の依頼文書を踏まえ、市のこれまでの取り組み、現時点での7つの要望に対する検討状況や今後の進め方について文書にまとめて学校法人日本医科大学に回答するよう調整をしているところである。文書を回答する際には、市民や市議会と情報共有をする予定である。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

6番、国民健康保険及び後期高齢者医療保険における新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免状況について、市側の説明を求める。

松下保険年金課長 まず新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給であるが、国民健康保険が、申請受付件数が42件、支給決定件数が40件、不支給決定件数が2件となっている。支給金額的には約184万円となっている。後期高齢者医療保険については、申請受付件数が2件、支給決定件数が2件となっており、支給額は約3万6,000円となっている。

新型コロナウイルス感染症に関わる傷病手当金の支給であるが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和5年5月8日から5類に位置づけられることになったので、この傷病手当金の支給についても令和5年5月7日までの間に感染した被用者という形になっている。

続いて国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免状況であるが、まず国民健康保険税の令和3年度分、過年度分については、申請受付件数が3件、減免決定件数が3件となっている。金額的には約3万5,000円となっている。令和4年度、現年度分であるが、申請受付件数が67件、減免決定件数が58件、不承認件数が9件となっている。減免決定額については約822万円となっている。

次に、後期高齢者医療保険料であるが、令和3年度相当分の申請受付件数が1件、決定件数が1件、減免額は約1万3,000円となっている。令和4年度分については、申請受付件数が14件、減免決定件数が13件、現在処理中のものが1件という形になっており、減免額的には約63万円となっている。こちらの保険税と保険料の減免についても、位置づけが変更されたということで令和4年度相当分をもって減免措置を終了するという形になっている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 国の財政支援が終了ということで説明があったが、それで新型コロナウ

ウイルス感染症が2類相当から5類に変わるということで、傷病手当金についても減免についても国の財政支援が終了し、その支給についても5月8日以降の感染者については該当せずになるということによろしいか。もう一度確認する。

松下保険年金課長 そうなっている。

小林委員 それで、確かに5類になるということであるが、2類であろうが5類であろうが新型コロナウイルス感染症に感染すれば一定期間仕事を休まざるを得ないし、後遺症によるダメージを受ける等で5月8日以降も収入に影響が出ると思うが、こういうことについて所管としてはどのように捉えているのか。

松下保険年金課長 委員が言われるように新型コロナウイルス感染症のまだ先が見えない状況であるが、傷病手当金や減免については国の財政支援を前提として始めさせていただいている。5月8日以降、令和5年度分については財政支援が行われないということで、今東京26市で、正式な調査は行われていないが、独自財源で実施するところは今のところない状況である。

小林委員 傷病手当金についても、減免制度についても、コロナ禍のもとでの現行の特例ということで今行われているわけであるが、特に傷病手当金については、国民健康保険や後期高齢者医療保険においてもコロナ禍の特例ではなく恒久的な制度とすべきではないかと思う。ぜひ国に制度の構築を求めてほしいと思うが、その点について伺って終わりにしたい。

松下保険年金課長 今後の新型コロナの状況を見据えながら、もし必要があれば、国に対してそういった要望をしていきたいと考えている。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

7番、令和5年度国民健康保険の保険税率について、市側の説明を求めらる。

松下保険年金課長 まず令和5年度の国保事業費納付金の算定結果であるが、1人当たり納付金額が18万6,618円。今年度が17万4,462円、7%の増。1人当たり保険料額については17万2,614円、今年度が16万251

円、7.7%の増。標準保険料率については、所得割が13.23%、均等割が8万1,863円と、対前年で所得割が6.4%、均等割が7.4%の増となっている。

次に、納付金の総体であるが、激変緩和前が48億1,364万7,000円、今年度が45億6,928万円、対前年で6.1%の増、激変緩和が4,752万5,000円、対前年で33.1%の減。東京都の財政支援については1,579万7,000円、692.6%の増、激変緩和後の納付金額であるが47億5,023万6,000円、対前年で5.7%の増。保険料必要額としては、43億9,893万円、対前年で6.5%の増となっている。

下のグラフは、平成30年度の制度改正時からの納付金の推移になっている。1人当たり平成30年度が15万1,357円、令和5年度が18万6,618円となっている。

下に被保険者数があるが、被保険者については年々減少しているが、納付金総体については増加傾向にあるという状況である。

次に、納付金の増加の主な要因であるが、まずは保険給付費の増で、令和5年度の1人当たり医療費は推計であるが37万9,330円と、令和3年度の実績から比較して8.44%の増、また後期支援金、介護納付金の増、3つ目としては激変緩和措置額の減、こちら東京都の財政支援を含むものであるが約1,000万円の減、4つ目としては、前々年度の決算剰余金の取り扱いで、令和3年度の納付金算定に当たっては前々年度、令和元年度の決算剰余金79億円が納付金から減算されたが、令和4年度、令和5年度については、それぞれ当該年度の保険給付費等交付金に充当される形になっている。5つ目として、財政安定化基金への償還で、令和3年度に東京都において財政安定化基金を約55億円取り崩ししている。この取り崩しについては、令和5年度以降の3年間の納付金で償還する形になっているので、その分が納付金算定に加算される状況になっている。

それから、国民健康保険運営協議会への諮問であるが、令和4年12月15日に正式に諮問させていただき、令和5年1月19日、令和5年2月2日に審議をいただいて最終的な答申をいただいている。その答申の内容

であるが、物価高騰の中で実質賃金は連続して減少しており、市民生活は厳しい状況にあると考える、特に国民健康保険被保険者の多くを占める年金生活者、無職者、非正規労働者にとってはその影響を色濃く受ける状況が想定されることから、令和5年度の保険税率については据え置きすることとするという答申をいただいた。そちらを踏まえて、令和5年度の保険税率については据え置きという判断をさせていただいている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 ここに書いている国民健康保険運営協議会の答申について少し伺いたいと思うが、税率の据え置きについては、2021年度に続いて来年度2023年度も据置きとなった。それで、2021年度についてはコロナ禍が理由として取り上げられていたと思うし、今度2023年度については、ここに書いてあるように物価高騰とこれに伴う実質賃金の減少ということが挙げられて指摘されている。

それで、物価高騰とこれに伴う実質賃金の減少という状態は、2023年度にとどまらず2024年度以降も続くことが予想されると思う。そういう兆候を市としてつかんだら、2023年度の国民健康保険運営協議会に対する諮問は、市側から特に条件をつけずにニュートラルな状態で国民健康保険運営協議会でいろいろ協議してもらって答申してもらったということであるが、そういう物価高騰と実質賃金の減少が2024年度にも予想されるという兆候をつかんだら、2024年度の税率に関しては今回のように何も条件つけずにということではなく、むしろ市長の側からやはり据置きでいこうという形で条件をつけて諮問することをやるべきではないかと思う。積極的にそういったことについて動いていただきたいと思うが、その点についてはいかがか。

松下保険年金課長 保険税率の改定であるが、先ほどご説明させていただいたとおり国保事業費納付金は年々上がってくる。令和5年度については据置きとさせていただいたが、仮に令和6年度の国保事業費納付金が、医療費が対前年で3%伸びたと想定する金額になった場合、17億8,000万円の繰り入れが必要になってくる可能性もある中では、一般会計に与える影響や今国が進めている法定外繰り入れの早期解消、保険料水準の統一、そういったも

のと社会情勢もやはり踏まえなければいけないと考えているので、そちらの両面を踏まえながら議論していく必要があるかと思う。

小林委員　　今回の国民健康保険運営協議会の答申にあるように、物価高騰に伴う実質賃金の減少で市民生活がかなり厳しいことを踏まえて据置きにしたのであるから、市民生活の状況に着目するのであれば、2024年度になったときに物価がかなり下がったり実質賃金が上がったりすることがあれば別であるが、そういうことがなければ、今言ったように納付金は上がっていくし、それに伴って確かに今言われたように見込みとしては一般会計からの赤字繰り入れをふやさなくてはいけないことがあるかもしれないが、市民生活が窮乏していることに着目した対応をぜひ求めたいと思う。これを要望して終わる。

きりき委員長　　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

きりき委員長　　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

8番、多摩市健幸プロジェクトについて、市側の説明を求める。

松下保険年金課長　　それでは、多摩市健幸プロジェクトについてご説明をさせていただきます。

まず健康プロジェクトの経緯であるが、一般社団法人多摩市医師会では、日本医科大学多摩永山病院の医師と連携し、多摩市国民健康保険及び後期高齢者医療保険の健診データを活用して、地域医療の発展を目的として多摩市医師会プロジェクトという取り組みを推進している。こちらは心臓病、腎臓病、それからフレイル等の解析を実施し、エビデンスの創出や疾病の早期発見・予防に向けた取り組みを進めている状況である。

今後、従来の体制に多摩市、民間企業を加えた新たなプロジェクトを立ち上げ、これまでの健診データのほかにKDB（国保データベース）突合データを提供してさらに深掘りした分析を実施し、将来的には分析結果を多摩市の施策に還元し、健幸まちづくりのさらなる発展を目指していくものである。

2ページ目が、多摩市健幸プロジェクトにおける枠組みスキームと各役割という形になっている。まず多摩市は、医師会への協力者として自治体としてのニーズの提示や必要なデータの提供を行う。医師会と日本医科大

学多摩永山病院では、データ分析の計画策定や分析の実施のプロジェクトを主体となっていく。それからプロジェクト成果を多摩市の地域医療へ還元していく。ベーリンガー社については、医師会や多摩市からの求めに応じて生活習慣病領域における知見・ノウハウを提供する。インテージ社については、統計解析を実施する。メディア社・EY社については、プロジェクト全体の運営サポートというような形になっている。

次のページであるが、体制及び協定についてである。まずプロジェクトメンバーとしては、市は現在保険年金課が担当している。多摩市医師会では会長、副会長、2名の理事の先生、日本医科大学多摩永山病院については循環器内科、腎臓内科のお二人の先生にこのプロジェクトに加わっていただいている。株式会社インテージテクノスフィアは解析、日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社については改善施策等の提案支援、EYストラテジーアンドコンサルティング株式会社、株式会社メディアについては、先ほども申したが、全体のサポートというような形になっている。このプロジェクトの連携協定ということで、多摩市、多摩市医師会、日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社と協定を締結する予定である。令和5年3月22日に協定式を行い、今後そのプロジェクトの具体的な取り組みを進めていきたいと考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 1点だけ。これは今後予算が必要になってくるようなものなのか。

松下保険年金課長 こちらは市側に費用負担が発生しないような形になっている。

小林委員 この説明資料であるが、これは庁内でいろいろ説明するときに使っているものを今日の議会向けにも提供したということなのかもしれないが、例えばフレイルなどはともかくとして、エビデンスの創出やKDB突合データというのは誰が読むのを意識しているのか全然わからないが、一般向けに出すとしたらまたもう一つ別にわかりやすい資料もつけることになるのか。

松下保険年金課長 KDB突合データであるが、国保データベースシステムというのがあり、今回そちらのデータを活用していくところである。市民の方が見たときにもわかりやすいような資料づくりを心がけていきたいと考えている。

小林委員 KDBというのは国保データベースの頭文字だと思うが、見ただけでは全然わからない。やたらと外来語を使ってそのままにしておくのもいかなものかと思うので、ぜひ一般の人が見てもわかるものに変えるべきだと思う。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

9番、次期多摩市地域福祉計画の策定について、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長 それでは、次期多摩市地域福祉計画の策定について、説明をさせていただきます。資料については、協議会資料9番が3点ある。説明資料と地域福祉計画に関する資料、加えて概要版の3点を使ってご説明をさせていただきます。

まず最初の資料をご覧ください。こちらで次期多摩市地域福祉計画の、計画の位置づけを簡単に説明させていただきます。地域福祉計画の策定については、社会福祉法第107条において努力義務として規定されている。地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進、地域生活課題の解決に向けた施策の設定や支援体制等を整備していくことを目的としている。これに基づいて平成28年に地域福祉計画を策定しているが、そちらの後期計画の終了年を今年度迎えている。そのため、令和4年度に次期計画の策定を進めさせていただいた。

本計画に関しては、第五次多摩市総合計画・第3期基本計画に基づき、障がい者基本計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画などの個別計画を横断的につなぐ役割を担っているところである。

2番目の計画策定体制と策定の経緯である。こちらの計画策定に当たっては、推進市民委員会、庁内関係課長で構成される庁内委員会で審議を進めさせていただいた。

策定の経緯に示させていただいているが、両委員会に関しては、それぞれ全6回実施させていただいている。それ以前に、市民、地域の活動団体に向けてアンケートも実施させていただいた。加えて、計画策定が進む中

でパブリックコメントを実施してご意見等をいただき、そちらの意見も反映させていただいているところである。

それを受けて、2ページ目の3番、計画概要の説明を簡単にさせていただく。こちらの計画であるが、基本理念を「誰もが認め合い 支え合う みんな笑顔で健幸なまち 多摩」とさせていただいた。本計画策定のために実施した市民アンケートでは、外出や地域、趣味の活動への参加機会が減少したと感じる方が約8割、不安や悩み、地域の問題や課題を相談できる相手がない方が約2割に上ることがアンケートから見えてきたところである。

また、地域で活動する団体の7割以上の方々がメンバーの高齢化を課題として考えていることが明らかになった。こうした多摩市の現状を踏まえ、年齢、性別、戸籍、障害の有無などに関わらず、誰もがつながり、認め合い、支え合いながら、みんなが笑顔で、生き生きと暮らし続けられるまちの実現を目指すというところでこちらの理念を掲げさせていただいている。

こちらの理念を推進していくために、地域づくりの視点として、3つの視点、6つの基本施策を立てさせていただいた。その中で重点事項として、地域活動・交流のきっかけづくり、重層的な支援体制づくりの推進、「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」の推進と多様性の尊重を重点事項とさせていただいた。こういった柱に基づいて地域福祉計画の策定をさせていただいている。

加えて、概要版の資料の説明をさせていただく。こちらの概要版については、多摩市の地域福祉に興味・関心を持っていただき、計画本文をぜひ皆様に見ていただきたいという思いを込め、わかりやすい版として作成をさせていただいた。

概要版の2ページ目は、地域福祉、地域福祉計画、地域共生社会について、読み手に伝わりやすいようにというところを意識させていただき、なるべく平易な言葉で表記をさせていただいている。

3ページ以降には、基本理念と地域づくりの3つの視点を掲載するとともに6つの基本施策から、概要、目指す地域像、目指す地域像の実現に向けて市民の皆様ができることを抜粋して掲載させていただいたところであ

る。

地域福祉計画の概要版、本体の計画をこのように策定させていただいた。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

10番、令和4年多摩市自殺者数(暫定値)について、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長 それでは、協議会資料10番をご覧ください。こちらは令和4年多摩市自殺者数(確定値)についてである。

まず最初に、訂正を入れさせていただきたいと思う。実際に市民の皆様公開されているタイトルであるが、確定値が定まる前に文書を作成させていただいており、公表されているタイトルは多摩市自殺者数(暫定値)という表記になっているが、改めてここで確定値として報告をさせていただく。

自殺者数の確定値については、冒頭書かせていただいているが、警察庁の自殺統計に基づき、厚生労働省自殺対策推進室がホームページに掲載する「地域における自殺の基礎資料」において、令和4年の全国及び多摩市の自殺者数の確定値が発表されたことから、この内容について報告をさせていただく。

項目1番目の令和4年の自殺者数(確定値・1月～12月)である。全国であるが、合計2万1,881人という数字になっている。昨年より人数が多くなっているところである。それを受けて、多摩市であるが、住居地で合計人数25人、男性11人、女性14人となっている。

項目2番で全国の状況の具体を説明させていただく。上の表の具体的内容であるが、令和4年の自殺者数に関しては、先ほど申し上げたとおり2万1,881人で、対前年比で874人増加となっている。こちら1年ぶりの増加というような状況である。新型コロナ流行前は10年連続で自殺者が減少しており、2019年には約2万人であったが、コロナ禍で1,000人以上ふえたまま高止まりをしているような状況である。

男女の増加幅としては、男性が対前年比807人の増、パーセントで言

うと5.7%増、13年ぶりの増加となっている。女性に関しては、対前年比67人増、0.9%の増加、こちらは3年連続増加となっている。

多摩市の状況である。多摩市の令和4年の自殺者数（住居地）については、先ほど申し上げたとおり総数25人、男性11人女性14人、令和3年の自殺者数と比較して、総数4人増、男性は4人減、女性が8人増となり、特に女性の自殺者が顕著に増加したような状況である。

年齢別で見ると50歳代が一番多くなっており、その後20歳代、40歳代と続いているところである。令和4年の50歳代以上の割合が52%と半数以上を占めており、近年比較的中高年層の割合が高いような状況である。ただ令和4年は年齢層が幅広くなっており、20歳代の若年層の割合が大きく上昇しているようなところである。

こちらの原因・動機についての状況であるが、健康問題が一番多くなっており、次いで家庭問題、そして経済・生活問題というような状況になっている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

11番、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」及び「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」について、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長 それでは、協議会資料11をご覧ください。こちら「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」及び「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」について状況を報告するものである。

項目1番に関しては、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」について、趣旨や支給対象、給付額を示させていただいている。一番下の（5）の主な経過である。昨年11月初旬からホームページ等で対象者の概要を掲載した後、事務を進めさせていただき、初回12月26日に支給を開始してから計5回ほど支給を実施させていただいている。受け付け自体は1月31日をもって終了とさせていただいている。現在、最終の支給がおおむね完了するような状況である。

2ページ目をご覧ください。各給付金の進捗状況についてである。（1）電

力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の進捗状況であるが、非課税世帯確認書・申請書の発送数は1万6,400通となっている。そのうち、申請を1万4,555世帯の方からいただき、支給決定数に関しては1万4,213世帯となっている。

(2) 令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の進捗状況である。こちらは令和3年度に実施している(3)のときに対象となっていなかった住民税非課税世帯の方々ということで、対象世帯数が小さくなっている。非課税世帯確認書・申請書発送数が2,767世帯、こちらの数の中には、未申告の方、令和3年度多摩市に転入する前に他市で支給を受けていた可能性のある方を含めて通知を発送させていただいた。その結果、申請数全体で2,203世帯、支給決定数に関しては1,846世帯ということで、未申告の方や重複支給の方で不支給決定となっている方がおられるような状況である。

(3) 令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の進捗状況であるが、こちら全て手続を完了しており、全体の確認書の発送数は1万6,250通、そのうち申請を受けた数は1万5,005世帯、支給決定数に関しては1万4,936世帯という状況である。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

12番、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」他の進捗状況について、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長 それでは、協議会資料12番をご覧ください。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金他の進捗状況についてである。

1番目の「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」他の進捗状況についてである。こちらに関しては、令和4年12月をもって制度の申請期限が終了しているところである。こちら申請受け付けを全て終了し、その後の対応というところであるが、一般質問等でもお答えさせていただいているが、こちらの自立支援金は、新型コロナウイルス感染症に関する特例貸し付けを終えた方々が対象とされている。そういった方々に関し

て、制度の終了を迎えるに当たり、受給者の皆様方には貸し付けの償還免除や猶予、しごと・くらしサポートステーションのご案内と手続を実施させていただいている。

自立支援金の申請・支給数等の最終的な数字であるが、令和3年度申請書受理件数は143件であった。令和4年度は65件の新規の申請があったところである。この制度は再支給の申請もできる仕組みとなっており、令和3年度は申請受理件数45世帯、令和4年度は78世帯あったところである。こちらは今最終的な3月の3回目の支給手続を完了するべく、手続を現在進めているところである。

2ページ目をご覧ください。自立支援金の支給決定件数の内訳件数を令和3年度と令和4年度、男女別、世代別での表とさせていただいている。特徴としては、男性が世帯主というところもあり、申請としては男性の割合が高くなっている。一番働く年齢層ということなのか、40代の層の申請件数が一番多くなっているところである。

続いて3ページ目をご覧ください。項目2番、しごと・くらしサポートステーションの相談状況についてである。こちら2月10日時点の数字であるが、新規の相談受付件数は令和2年度が一番多くなっているが、令和3年度は減少し、令和4年度2月10日時点で217件という数字になっている。

相談延べ件数については、こちら電話や面接、訪問、総計をまとめさせていただいているが、住居確保給付金の相談よりも生活困窮に関する相談割合が多くなっているところであり、令和4年度4月から1月までの相談件数としては総計で2,952件の相談があったところである。令和3年度に関しては年間総計で5,166件あったところで、若干ではあるが数字が小さくなってきているところである。

続いて、4ページ目をご覧ください。月ごとの内容別新規相談件数を集計しているところである。こちら一番多くなっている相談に関しては、収入や生活費に関する事、次いで家賃やローンの支払いの事、そして仕事探しや就職についてという、この相談の内容については令和3年度から令和4年度で大きく変わっていないようなところである。

続いて、5ページ目をご覧願う。住居確保給付金の申請件数である。こちら令和3年度から4年度の1月分までの数で91件となっているが、令和4年度の4月から1月までの件数としては、28人という数字になっている。

続いて、6ページ目をご覧願う。住居確保給付金支給決定件数の内訳である。こちらは令和3年度、令和4年度、男女別かつ世代別で集計をさせていただいている。傾向として、自立支援金と同様になるが、世帯主が男性というところもあり、男性の割合が高くなっているが、世代としては令和3年度30代の方の申請が多かったところであるが、令和4年度は同じく30代が多いものの、50代の申請の方も同様に多くなっているような状況が見えている。

7ページ目である。多摩市社会福祉協議会で受け付けを実施していた特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）に関し、申請が令和4年9月30日をもって終了しているところである。多摩市においての実績は、両貸し付け合わせて相談件数が6,493件あったところである。申請としては、緊急小口資金、総合支援資金合わせて3,946件あったところである。

続いて、8ページ目をご覧願う。こちらは参考として東京都が実施する東京おこめクーポン事業についての情報提供である。こちら東京都の広報に3月1日発行で記事掲載させていただいているが、国産米などの食品を配布するというので、令和4年度の住民税非課税世帯と家計急変世帯、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の対象世帯の皆様方が対象となっている。東京都に、私ども市から情報提供をさせていただき、東京都からその対象世帯に4月末までに順次クーポンを郵送するような流れになっている。

内容としては、9ページ目に掲載させていただいているが、幾つかコースがあり、対象世帯の方々がご自分のご希望のコースをお選びいただくような内容となっている。多摩市でも、3月20日号のたま広報にこの情報を掲載させていただいているところである。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

13番、多摩市障がい者基本計画等の策定スケジュール等について、市側の説明を求める。

平松障害福祉課長 資料13をご覧ください。多摩市障がい者基本計画等の策定スケジュール等についてである。現在の多摩市障がい者基本計画、多摩市障害福祉計画・障がい児福祉計画が令和5年度までの策定期間となっているので、令和5年度中に次期計画を策定する予定である。

計画の概要としては、障がい者基本計画が障害者基本法に基づく本市における障害福祉施策の基本的な方向性を示すものとなる。第7期多摩市障害福祉計画・第3期多摩市障がい児福祉計画については、それぞれ障害者総合支援法、児童福祉法に基づいて国の基本指針に即し障害福祉サービス等の提供体制を確保するために策定するものである。

計画期間については、障がい者基本計画の期間はこれまで同様に6年間と考えている。第7期多摩市障害福祉計画・第3期多摩市障がい児福祉計画の期間であるが、これまで3年間としてきたが、国の基本方針の改正により柔軟な期間設定が可能となる見込みであるので、今後この期間変更が必要なのか検討していきたいと考えている。

次のページ、3、策定体制・策定スケジュールについてである。計画の策定に当たっては、多摩市障がい者生活実態調査と計画策定に係る事業所アンケートを実施して基礎資料としていきたいと考えている。計画案の検討に当たっては、計画の着実な推進の観点から、新たに計画策定市民委員会を設置するのではなく、これまでも計画の進捗状況の評価を行ってきた地域自立支援協議会を、従来3回行っているところを8回に増加させて協議を進める予定となっている。また、地域自立支援協議会の委員数については、より多くの障がいのある方からの意見を反映するため、当事者の委員をこの機会に3名増員する予定にしている。その他権利擁護専門部会等でも当事者・支援者の方の意見を聞きながら進めていきたいと考えている。

スケジュール案については、5月頃から地域自立支援協議会での協議を開始し、6月に障がい者生活実態調査の実施、やはり6月に計画策定に係る事業所アンケートの実施を行い、協議会等での議論を進めて12月に経

営会議にて素案を決定し、パブリックコメントを1月に実施、3月に原案を決定ということで進めたいと考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 地域自立支援協議会の委員について、今度障がい当事者を3名追加するとなっているが、これより多くのということであるが、障害の種別をもう少し細分化するという意味合いでよいのか。

平松障害福祉課長 地域自立支援協議会については、現在も当事者の方が入っている。精神の方や身体の障がいが入っているところではあるが、様々な障害種別があり、それぞれの方の特性が違うというところから、議員言われるように障害の種別をふやすところである。先日の地域自立支援協議会では視覚や聴覚の方が入っていないのではないかという意見をいただいているので、そういったところを中心に検討を進めて調整を図っていきたいと思っている。

しのづか委員 今、障害福祉課長が言われたように、障害といってもそれぞれ違う立場、違う状況があるので、できる限り広い範囲でこういった意見を聞く機会をつくっていただきたいと思う。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

14番、令和5年度 多摩市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針について市側の説明を求める。

平松障害福祉課長 資料14をご覧願う。令和5年度 多摩市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針である。

はじめにの趣旨のところであるが、障害者優先調達推進法に基づき、令和5年度における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め公表するというものになる。1番のはじめにと、1ページ目下の2番、多摩市における調達方針については、特に昨年と大きく変わりが無いので説明は省かせていただく。

2ページ目、3、令和5年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達目標のところから見ていただければと思う。まず調達目標としては、物品

を6案件、役務・業務委託を9案件としている。

4番の令和5年度における重点的な取り組み予定事項である。まずは優先調達案件の掘り起こしである。予算編成時や事業開始時において、障がい者就労施設等における受注可能条件の確認・調整や業務の切り出しを所管の方にも考えていただいているところであるが、我々も相談に乗りながら考えていきたいところである。特に新規事業として挙がっている案件については、早期に協議を進め、さらなる調達の推進につなげていきたいと考えている。

また、市役所内での障がい者就労施設等に対する業務発注内容等に関するニーズを把握しながら、結果を「たまげんき」にフィードバック・共有することで取り組みを推進していきたいと考えている。令和2年6月に「多摩市気候非常事態宣言」を宣言した当市では、地球温暖化対策に向けた取り組みが進められているので、そうした環境保全に係る取り組みといった新規事業が見込まれる分野については、優先調達につながる案件を調整・検討していきたいと考えている。

次に、職員への理解啓発等である。物品の調達の推進を図るには各部署へ啓発理解が必要であると考えており、昨年度末に、市民向けに障がい者就労施設等の販売品や活動内容をPRするリーフレット、各施設における仕事内容等の紹介動画をつくっているため、そうしたものを活用し、障害への理解研修等も行いながら職員への意識づけ等を行っていききたいと考えている。令和4年度においては、所管課によって「たまげんき」と協議・検討を進めていただき、「長寿を共に祝う会」で、環境保全に向けた取り組みの一環としてアクリルたわしの作成を優先調達案件としていただいたので、こうした好事例なども共有しながら進めていきたいと考えている。

3、収益の場の提供である。新型コロナウイルス感染拡大の影響によって事業収入が減少している障がい者就労施設等への支援の一環として、議員の皆様大変お世話になっている「たまげんきお弁当フェスティバル」を開催してきた。12月にはフードロス解消とも絡んでアルファ米等を使ったメニューとして皆さんに買っていただいたところである。こういったところにも引き続き取り組み検討しながら進めていきたいと考えている。

また、令和4年度においては、市制施行50周年記念イベントでも各施設が飲食物や自主製品の販売を行ったところであるので、こうした取り組みを継続していくことで事業活動を支援し、障がい者の工賃向上につなげていきたいと考えている。

次のページ、民間事業者へのPRである。市からの業務発注や収益の場の提供だけではなく、民間事業者等からの依頼を受け事業活動を行えるよう必要なマッチング支援を行っていく必要があると考えており、様々な相談・調整を行っているところである。令和4年度においては、民間事業者が市内で開催するイベント、例えばスポーツイベントでの出店調整をさせていただいたり、民間事業者から業務依頼に関する受注調整の相談もあったので、こうした支援を行いながら相互のマッチングを進めていきたいと考えている。併せて、「ぱらあーと（障がい者美術作品展）」といった市が主催するイベント等、障害理解を深める機会を活用しながら、こうした就労施設等の活動内容を周知し、理解促進を行っていくことで、マッチング機会の拡大を図っていきたいと考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

15番、（仮称）多摩市手話言語条例の策定について、市側の説明を求める。

平松障害福祉課長 資料15になる。（仮称）多摩市手話言語条例の策定についてである。

まず概要であるが、手話を言語として明示した障害者の権利に関する条約、障害者基本法に基づく手話に対する理解の促進、手話を使用しやすい環境づくりに関する基本理念を定め、市の責務、市民、事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目的として、令和6年度中の制定を目指し、（仮称）多摩市手話言語条例の策定検討を進めていきたいと考えている。策定に当たっては、市民アンケートやパブリックコメント、また検討委員会等での検討を行いながら進めていきたいと考えている。

(仮称) 多摩市手話言語条例検討委員会であるが、こちらの構成については、現在のところ学識経験者の方1名、当事者(聴覚障がい者の方)2名を聴覚障害者協会等から出していただき、あと関係団体3名というところで社会福祉協議会、手話通訳者、手話サークル等を想定している。あと公募市民2名で構成していきたいと考えている。

他市での制定状況としては、直近では東京都(令和4年9月制定)を含む都内18自治体が制定済みとなっている。

今後のスケジュールであるが、まず令和5年度については、10月頃から手話言語条例検討委員会の開催を2回程度行い、市民アンケートが12月～1月頃、令和6年度については、手話言語条例検討委員会を6月、8月、11月に行い、議会の常任委員会にも報告させていただき、9月頃にパブリックコメントを実施していきたいと考えている。その後12月に議会に上程し、1月条例制定を目指していきたいと考えているところである。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

あらたに委員 当事者の方を含めて会議を開くということであるが、手話通訳者の方が入って会議を進めていくのか、どういう形でこの会議を進めていこうとされているのかをお聞かせいただきたい。

平松障害福祉課長 会議の運営については、情報保障というところがあるので、先ほどの関係団体として参加の方は別として、手話通訳等をきちんと配置して議論を深めていきたいと考えている。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

16番、ボッチャ2023TAMAカップ開催について、市側の説明を求める。

平松障害福祉課長 資料は16になる。ボッチャ2023TAMAカップの開催について情報提供させていただきたいと考えている。

楽しく、奥深いユニバーサルスポーツを通じた共生社会の実現ということで、パラスポーツであるボッチャを通じた、楽しみながらお互いの違いを知る取り組みを2018年から、地域・学校・大学・福祉・スポーツ・

企業・行政が連携して進めているところである。市民が中心となった実行委員会により、2020年に大会を開催する予定で準備をしていたところである。2019年のプレ大会まで行ったが、本大会についてはコロナウイルス感染拡大の影響により延期となっていたところである。

2021年から再開の検討を開始し、昨年企業と連携した体験会を聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンターで行った。こうした状況を踏まえ、2023年6月4日にボッチャ2023TAMAカップを開催したいと考えている。「楽しみながら一緒に戦うことでお互いの違いを知る」「地域・学校・大学・福祉・スポーツ・企業・行政の連携で実施」「多摩市のパラリンピックのレガシー」を柱として、大会の趣旨にご賛同いただいた多くの企業の協賛を得て、多摩市ならではの取り組みとして実施していきたいと考えている。

下のボッチャ2023TAMAカップであるが、開催日時は先ほどお伝えした令和5年6月4日。予定では9時～17時頃という形になっている。対象者は、多摩市民または富士見町民を代表者とする3～5名のチームで、40チームほどの大会規模で、総合体育館で開催したい。主催はボッチャ2023TAMAカップ実行委員会となる。現在もエントリー期間中であり、4月20日までのエントリーとなっている。優勝メダル等は都立多摩桜の丘学園の生徒に作っていただいて授与していくことを考えている。

この実行委員会であるが、多摩市青少年問題協議会聖ヶ丘・連光寺地区委員会、国士舘大学、多摩市社会福祉協議会、児童館、東京多摩ロータリークラブ、多摩市スポーツ推進委員協議会、インクルスポーツクラブ多摩が中心となり、事務局を多摩市の関係課で担っている。

協賛については、下を書いてあるご賛同いただいた多くの企業に協賛をいただく予定である。

2ページ目のところも少しご紹介させていただきたいが、これまでの取り組みとして、ボッチャセットの貸与については、トヨタ西東京カローラ株式会社（現トヨタS&Dフリート西東京株式会社）から10セット貸与いただき、体験会をこれまでも市民向けのもの、企業向けのボッチャカフェで実施してきたところである。ポスターのイラスト作成は、2019年に鶴牧中学校の生徒にご協力いただいた。プレ大会を2019年10月1

9日に開催したところである。

参考として、ポスターを資料としてつけさせていただいており、今回ここで多くの参加チームの方にエントリーをいただきたいことと、観客として多くの方に当日大会を見に来ていただきたいということで周知を進め、実施していきたいと考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、17番、2年間のテーマへの取り組みについてに入る。

健康福祉常任会では、令和3年第2回定例会中の委員会において、多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例が制定されたことで市民生活にどのような影響があったかを調査し、今後の施策展開に生かすことを目的に、多摩市障がい者への差別をなくしともに安心して暮らすことのできるまちづくり条例についてを2年間の研究テーマとした。

本会議で活動報告するためには、この2年間のテーマを所管事務調査に位置づける必要があるが、新型コロナウイルスの感染状況により当事者の皆さんに直接お話を伺うことは難しく、目的にある市民生活にどのような影響があったかの調査を委員会として行うことが困難であったため、所管事務調査への位置づけは見送ることにした。

そのような中で、活動としては、令和3年第4回定例会から令和4年第4回定例会まで、定例会ごとに計5回、所管課から多摩市障がい者差別解消条例に関する取り組みについて報告をいただき、個々の議員活動で把握している市民の意見や所管に届いている当事者の声を市の取り組みに生かせるよう、市側と意見交換を行った。

また、令和4年10月には、障がい者差別解消条例の施行先進自治体である立川市への行政視察を行った。立川市では、障がいは個人ではなく地域社会全体の問題であるという考えのもと、「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」を障がいの有無に関わらず誰にとっても有益なものとして位置づけ、様々な啓発事業を行っていた。それぞれ

の事業に障がいのある人ない人両方の立場からの視点が活かされており、今後の多摩市の障害福祉施策を議論する上で大いに参考とすべき視察となった。この視察の内容をまとめた行政視察報告書は、定例会最終日に配付される予定である。

今回の調査や意見交換など、多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例の具現化に向けた今後の市の事業展開に活かしていただければと思う。

以上、2年間のテーマへの取り組みについての報告を終わる。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 2時25分 再開

きりき委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって健康福祉常任委員会を閉会する。

午後 2時25分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員長

きりき 優